

第3回 亀山市地域福祉推進委員会 事項書

日時:8月24日(木)

午前 10時～11時30分(予定)

場所:あいあい2階研修室

1 はじめに

2 第2次亀山市地域福祉計画(中間案)に対する意見対応について【資料1】

3 第2次亀山市地域福祉計画(最終案)について【資料2】

4 その他(今後のスケジュール等)【資料3】

亀山市地域福祉推進委員会委員名簿

	氏 名	性別	要綱第3条第2項	所 属
1	まき た かつ よし 蒔 田 勝 義	男	第1号該当 学識経験を有する者	
2	な こし かず ひろ 名 越 一 大	男	第2号該当 公募委員	
3	かわ むら く み こ 川 村 久美子	女	第2号該当 公募委員	
4	みなみかわ く み こ 南川 久美子	女	第3号該当 社会福祉サービスの利用等 に関する支援事業を行う者	障害者総合相談支援センターあい 基幹相談支援員
5	あか し すみ こ 明 石 澄 子	女	第4号該当 社会福祉に関する地域活動 団体に属する者	亀山市ボランティア連絡協議会長
6	さ の みつ え 佐 野 満 枝	女	第4号該当 社会福祉に関する地域活動 団体に属する者	亀山市民生委員児童委員協議会 連合会長
7	すず き とし かず 鈴 木 壽 一	男	第4号該当 社会福祉に関する地域活動 団体に属する者	亀山市地域まちづくり協議会連絡 会議 会長
8	なか つぼ つとむ 中 坪 務	男	第4号該当 社会福祉に関する地域活動 団体に属する者	亀山市自治会連合会
9	わた なべ かつ や 渡 邊 勝 也	男	第4号該当 社会福祉に関する地域活動 団体に属する者	亀山市老人クラブ連合会
10	うめ や えい いち 椋 谷 英 一	男	第5号該当 亀山市社会福祉協議会の代 表者	亀山市社会福祉協議会長
11	さくま とし お 佐久間 利 夫	男	第6号該当 市職員	亀山市健康福祉部長
12	い どう さ なえ 伊 藤 早 苗	女	第6号該当 市職員	亀山市健康福祉部 子ども総合センター長
13	こ もり たつ や 小 森 達 也	男	第6号該当 市職員	亀山市健康福祉部 長寿健康づくり室長

※推進委員会は、委員 15 名以内で組織する。

※事務局 健康福祉部地域福祉室

※男女の割合 5/13

○計画骨子案に係る主な修正一覧表（軽微な内容は除く）

	番号	意見	ページ番号	対応等
第2回亀山市地域福祉推進委員会での主な意見	1	総合計画と関連づけるなら、前計画冊子(P28)のように、計画の体系に将来都市像を表記してはどうか。	P20	前計画同様に計画の体系に将来都市像を表記しました。
	2	P29において、子どもの貧困は、実態把握を行いますとありますが、引きこもりは、実態把握に努めますとなっています。この記載内容について、市内部でももう少し議論を深めていただければと思います。	P29	取組内容を、「その実態把握に取り組みます」と変更しました。
	3	P27の④ですが、子どもの引きこもりが大人の引きこもりにつながる可能性がありますので、引きこもりの記載をお願いします。あと早期発見・早期対応の後に、相談窓口を明確化しないと連携強化につなげられないと思いますので、5年後を見据えて記載をお願いします。	P27	取組内容④に、引きこもりは子どもの悩みの一つとして考えており、その旨を記載しました。また、相談窓口についても、連携の強化を明確になるよう、記載しました。
	4	P34の記載内容は具体的なのに比べ、P24は世代交代ができていないことを言いたいのか、あるいは、高齢者が多くなってきたことを言いたいのか理解しにくいです。	P24	記載内容が明確に伝わるよう、現状と課題の内容を変更しました。
	5	P34の●の一つ目ですが、団塊の世代と記載せず、次の世代等と記載内容を変更してはどうでしょうか。	P34	記載内容を「次の世代(団塊の世代等)」と変更しました。
	6	P35の取組内容(①～⑤)について、現状と課題の部分に、その取組内容につながるニーズの書き込みが不足しています。ボランティアになってもらえる人が少ないとの記載はありますが、地域でボランティア活動をしてもらう上での必要性を記載すべきだと思います。	P35	P34の現状と課題の内容を精査し、加筆・修正を行いました。
	7	地域まちづくり協議会単位において、支援体制の想いをしっかりと書きあげていく必要があると思います。		
	8	P32の現状と課題の●の5つ目ですが、記載内容が行政的な感じがしますので、表現を変えてはどうかと思います。	P32	表現内容を変更しました。
	9	P44の現状と課題ですが、●の2つ目以外は、高齢者の内容に偏っています。高齢者の課題については、サービスも充実しつつありますので、障がい者の方等の他の人にも配慮した記載をお願いします。	P44	現状と課題に障がい者やひとり親家庭の内容などを記載し、全体的に変更しました。
	10	P36の中でも、障がい者や外国籍の方の書き込みが弱いと思います。人数の把握はされていると思いますが、どう対応していくべきかの議論が進んでないことも課題の一つだと思います。 できれば、町内や自治会ですべき一番大切な部分について、多くの人たちを巻き込める内容を記載していただけると安心できるまちになると思います。	P36	現状と課題に、課題として障がい者と外国籍の方について記載しました。
	11	P44の●の1つ目の高齢者のみの世帯は、ひとり暮らしを含んでいませんので、使い方を一考願います。	P44	現状と課題の●の1つ目の記載内容を修正しました。

○計画骨子案に係る主な修正一覧表（軽微な内容は除く）

	番号	意見	ページ 番号	対応等
	12	P24の●の1つ目では、ひとり暮らし高齢者、高齢者世帯とありますが、高齢者福祉計画では、高齢者世帯の用語を定義づけていますので、高齢者世帯、ひとり暮らし、ふたり暮らし、高齢者のみの世帯の用語を確実に使い分けていただきたいと思います。	P9 P24	P9の欄外に高齢者世帯の用語を定義づけ、P24での用語の使い分けを行いました。
	13	老年人口は65歳以上と定義はしてありますが、高齢者は65歳以上であるという定義はありませんので、はじめに高齢者が出てくる時点で定義するなど、どこかで定義づけをしていただければと思います。	P9	高齢者が65歳以上である定義づけを行いました。
社会福祉協議会との意見交換会、市議会からの主な意見	14	(2)子どもの状況の保育園・幼稚園の園児数について、H28年に互いに増減があるが、その理由が明確であるなら、記載すべきである。	P7	欄外と本文中にその理由を記載しました。
	15	市のホームケアネットと地域福祉の関わりを入れ込み、関連性を持たせてはどうか。	P38	現状と課題●3つ目に、亀山市在宅医療連携システム「かめやまホームケアネット」の内容を記載し、地域のニーズとの関係性を持たせました。
	16	介護予防において、音楽を取り入れた音楽療法が効果的であると聞いています。できれば計画の取組例として記載してはどうか。	P45	取組内容において、サロン活動の具体例の一つとして記載しました。
	17	これまでの成果と課題の1ですが、「支援される側は情報を自ら開示すること」という表現が上から目線に感じるので、表現を変更してはどうか。	P14	記載内容を、「支援を求める人、支援する人」と表現を変更し、支援する人の内容を記載しました。
	18	1状況の把握と共有ですが、「状況把握ができていない」という課題に対し、「支援される側が情報を自ら開示」という結論しか引き出せていない。		
	19	取組内容②の高校ですが、市内には、2つしか高校がないため、具体的に高校名を記載してはどうか。	P25	市内にある2校(亀山高校、徳風高校)について、具体的に記載しました。

第2次 亀山市地域福祉計画

～ともに支え合い ともに暮らせる ふくしのまち～

—共助と共生の地域社会を築こう—

最終案

平成29年8月



はじめに



※未定稿

2017（平成29）年10月

亀山市長

櫻井義之

目 次

第1章 計画策定の背景

1	はじめに	1
2	地域特性の概況	
(1)	人口推移の状況	5
(2)	子どもの状況	7
(3)	高齢化の状況	9
(4)	障がいのある人の状況	10
(5)	在住外国人の状況	11
(6)	生活保護の状況	11
(7)	平均寿命と健康寿命	12
(8)	出生率及び合計特殊出生率	12
(9)	死亡率	13

第2章 地域福祉課題の整理

1	これまでの成果と課題（地域福祉課題、地域の課題）	14
---	--------------------------	----

第3章 地域福祉を進めるための基本的な考え方

1	計画の考え方（基本理念、基本目標、地域のとらえ方、計画の体系）	17
---	---------------------------------	----

第4章 地域福祉に関する取組の展開

1	地域福祉を支える人材の育成と自立支援の推進	
(1)	福祉意識の向上	21
(2)	担い手の育成	24
(3)	権利擁護の充実	26
(4)	生活困窮者対策の推進	28
2	地域の連携で安心を生み出す環境づくり	
(1)	情報提供の充実	30
(2)	福祉サービスの向上と相談体制の充実	32
(3)	地域福祉・ボランティア活動の推進	34
(4)	地域の防災対策の充実	36
(5)	関係機関の連携強化	38
3	身近な地域での助け合い・支え合い活動の促進	
(1)	地域活動の充実	40
(2)	健康づくり・生きがいづくり	42
(3)	助け合い・支え合い活動の充実	44

第5章 計画の推進にあたって

1	数値目標の進捗管理	46
2	計画の進行管理	47

資料編（参考資料）

1	策定までの経過	50
2	関係規程	51
3	亀山市地域福祉推進委員会委員名簿	53
4	亀山市地域福祉計画アンケート調査結果について	54

第1章 計画策定の背景

1 はじめに

(1) 地域福祉・地域福祉計画とは

誰もが、住み慣れた地域で、安心した暮らしを続けられるよう、住民と福祉関係の事業者・団体、行政が、力を合わせて地域の福祉課題の解決に取り組むしくみが地域福祉です。そして、そのしくみを具体的な形にまとめたものが地域福祉計画となり、社会福祉法第107条に「市町村地域福祉計画」を策定することが規定されています。

社会福祉法から抜粋

(市町村地域福祉計画)

第107条

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

地域福祉計画は、市町村が定める計画となり、その策定や変更にあたっては、住民や福祉団体等の意見を踏まえること、またその内容には、地域福祉を推進するための基礎的な事項を含めることが求められています。

また、地域福祉に関しては、社会福祉協議会が主体となって策定する「地域福祉活動計画」があります。地域福祉計画が「地域福祉の基盤となるしくみを計画すること」に主眼があるのに対し、地域福祉活動計画は「地域における福祉活動を具体的に定めること」を中心的な目的としています。従って、地域福祉を総合的に推進するためには、地域福祉計画と地域福祉活動計画は、それぞれ単独ではなく、連携しながら展開していくことが大切になります。

(2) 計画策定の背景

本市では、「ともに支え合い、いきいきと暮らすまち 亀山」を基本理念とした亀山市地域福祉計画を平成 23 年 10 月に策定し、地域福祉を支える意識づくり、安心してサービスを利用できる環境づくり、地域での助け合い・支え合いのしくみづくりに関する施策を進めてきました。

この間、少子高齢化や人口減少の進行、度重なる自然災害の発生、経済の低迷などの社会情勢が変化する中、介護、障がい福祉、子ども・子育て支援といった各制度の成熟化が進みました。その一方で、平成 27 年 4 月に「生活困窮者自立支援法」が施行されたのはじめ、地域社会からの孤立や排除などを背景として、複合的な課題を抱えたり制度のはざままで生活に困窮したりしている人の自立を支援する必要性が高まっています。

また、既存の縦割りのシステムを総合的な支援のしくみ（＝丸ごと）に転換しつつ、これまでの「支え手側」と「受け手側」に分かれた考え方ではなく、あらゆる市民が役割を担い（＝我が事）、支え合いによって「地域共生社会」を実現しようとする施策が求められることとなり、国では平成 28 年 7 月に「我が事・丸ごと地域共生社会実現本部」を立ち上げたところです。

本市では、まちづくりの基本となる「亀山市まちづくり基本条例」を背景として、地域まちづくり協議会が全地区に設置されるなど、地域福祉を取り巻く状況も変化してきています。

こうした中で、本計画は、地域や住民が抱える多様化・複合化する課題を解決するため、本市における従来からの地域の絆やつながりを生かしつつ、地域まちづくり協議会などを含めた地域福祉のネットワークを強化し、多様な人びとがともに暮らせる「地域共生社会」の実現をめざして策定するものです。

(3) 計画の期間

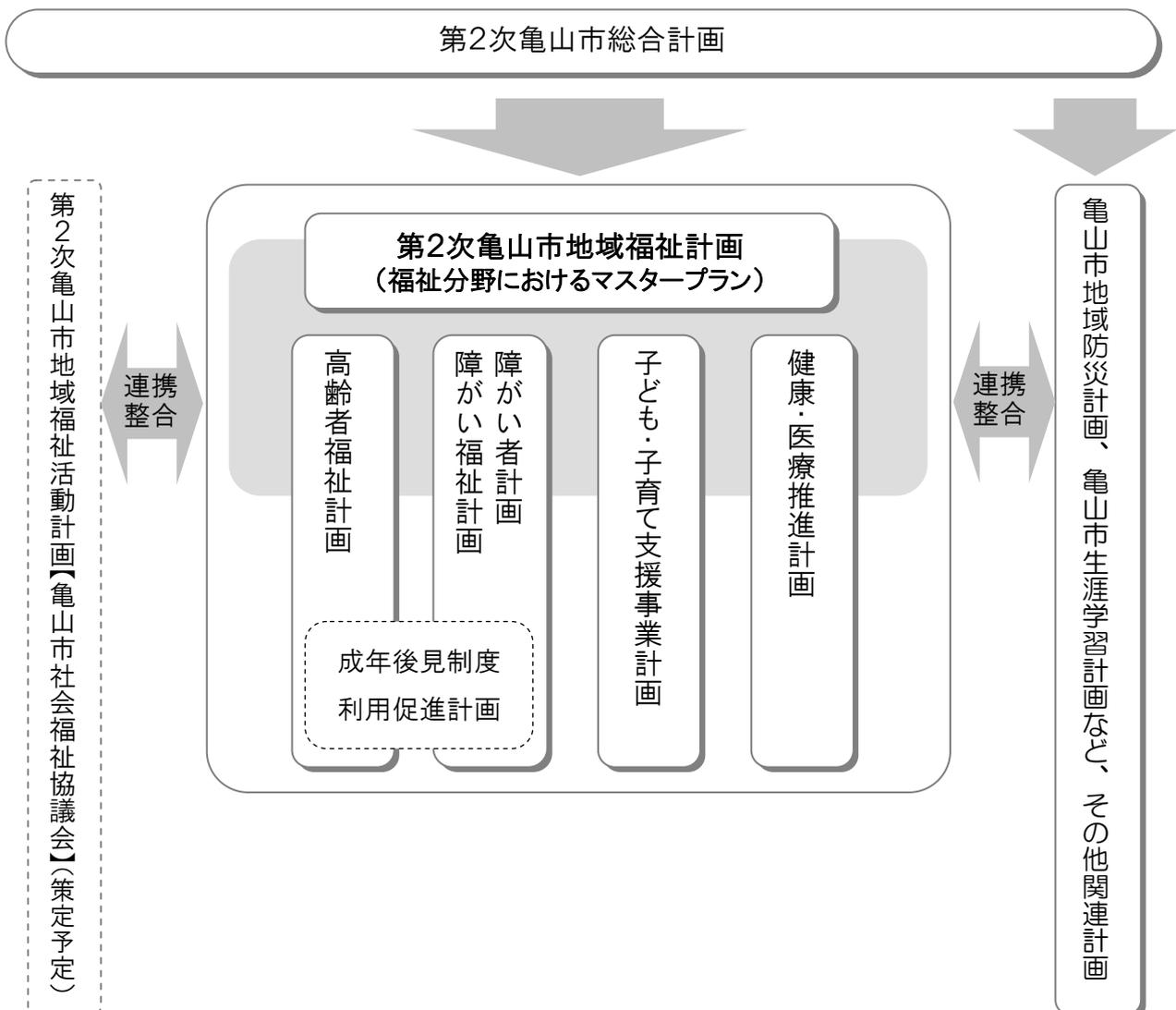
第2次亀山市地域福祉計画は、基本理念や基本目標などの「総論」部分は、第2次亀山市総合計画基本構想とあわせて平成37年度までを計画期間とし、また、施策の方向などの「各論」部分は、総合計画の基本計画（前期・後期）と期間を合わせることにします。

年度	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)	H33 (2021)	H34 (2022)	H35 (2023)	H36 (2024)	H37 (2025)
地域福祉 計画	第2次地域福祉計画(総論)									
	前期計画期間(各論)					後期計画期間(各論)				
			高齢者福祉計画							
	健康・医療推進計画									
	子ども・子育て支援事業計画									
	第2次障がい者福祉計画									
			第5期障がい福祉計画 (障がい児福祉計画)							
	第2次総合計画・基本構想									
	前期基本計画					後期基本計画				

(4) 計画の位置づけ・性格

本計画は、社会福祉法第 107 条に基づき策定するもので、本市の最上位計画である第 2 次亀山市総合計画に即したものです。あわせて、福祉分野におけるマスタープランとして、高齢者福祉、障がい者福祉、子ども・子育て支援、健康・医療推進の各種計画と整合しつつ、地域福祉活動計画と連携しながら福祉施策を総合的に推進するものであるとともに、地域防災計画や生涯学習計画など、他分野の計画との連携・整合を図るものとします。

なお、成年後見制度の利用の促進に関する法律の施行（平成 29 年 4 月以降）により、本計画は国の成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、市の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な考え方も示すこととします。



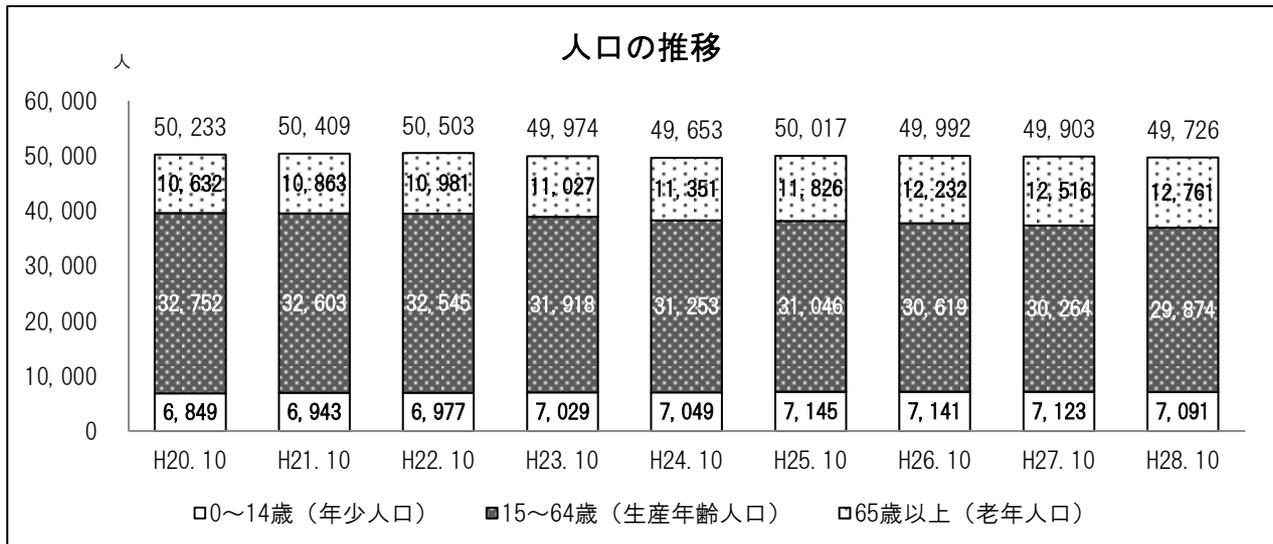
2 地域特性の概況

(1) 人口推移の状況

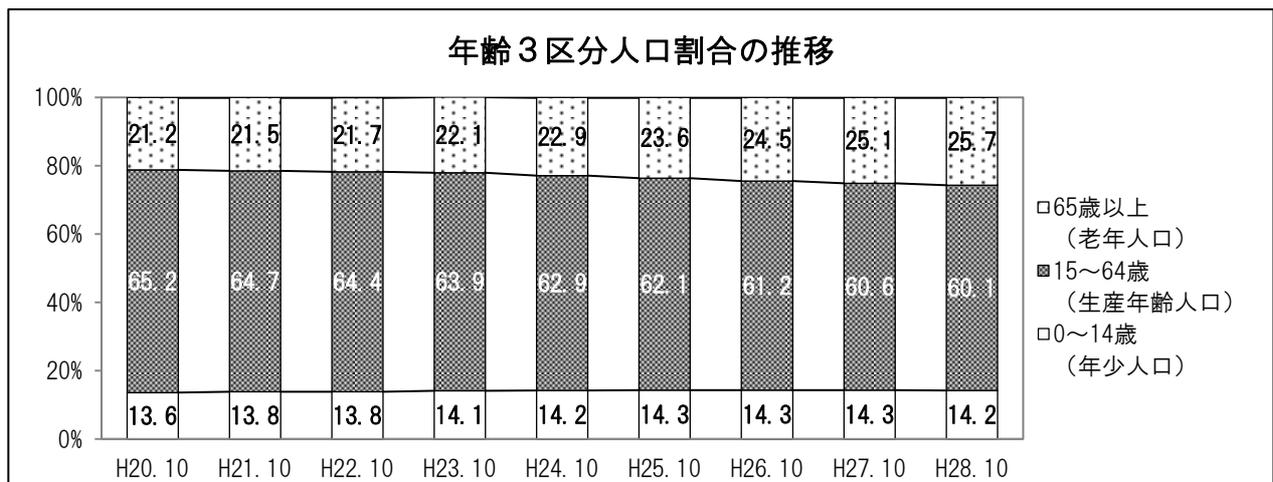
① 総人口と年齢3区分率の推移

亀山市の総人口の推移は平成12年頃から増加傾向をたどってきましたが、近年人口は横ばいから減少傾向となっており、平成28年10月1日現在49,726人となっています。

また、年齢3区分率では、老年人口（65歳以上）が占める割合（高齢化率）が増加しており、平成28年10月1日現在では25.7%、団塊の世代が75歳となる平成37年には27.5%となることが見込まれます。



出典：亀山市市民文化部「年齢別の人口データ」



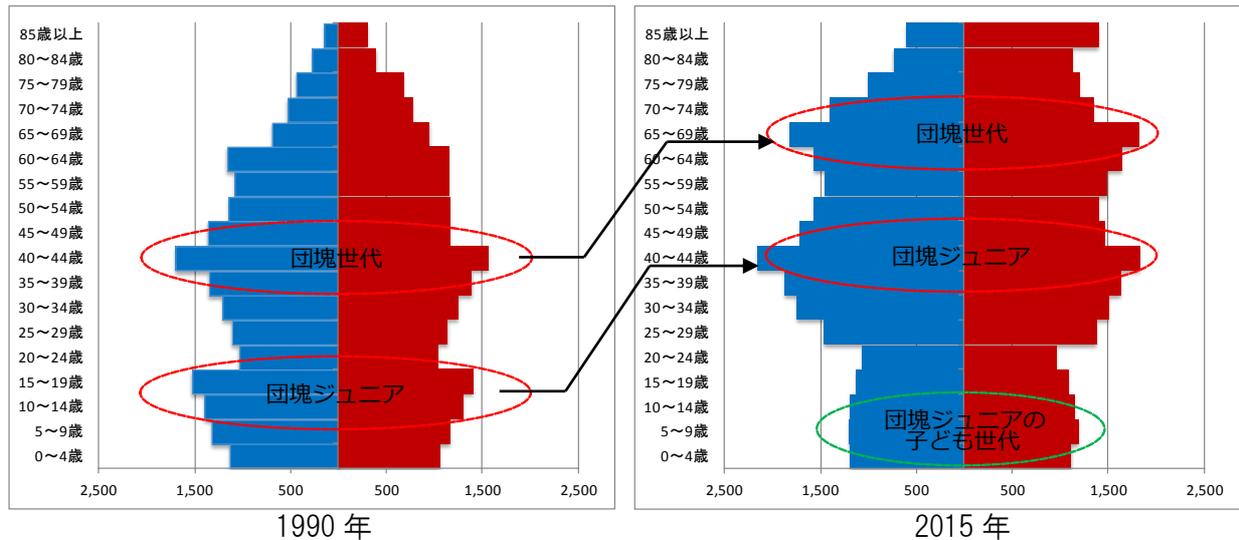
出典：亀山市市民文化部「年齢別の人口データ」

②年齢階級別人口ピラミッド

2015年の人口とその前後25年における年齢階級別ピラミッドで1990年と2015年を比較すると、2015年には団塊ジュニアの世代とその子ども世代である0～9歳の世代が増加傾向にあります。

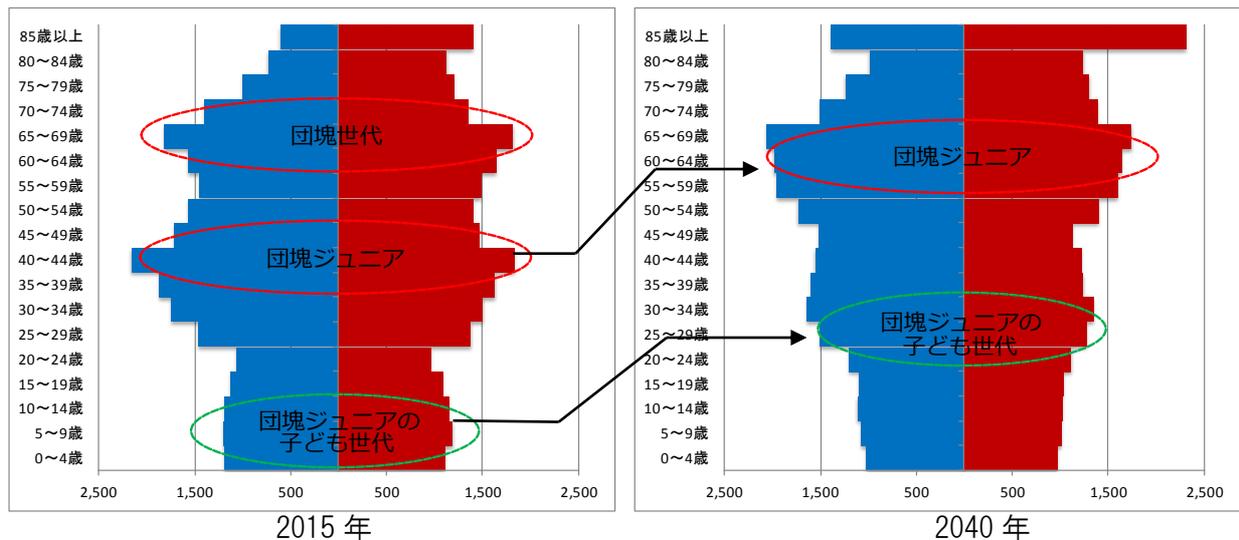
また、2015年の人口ピラミッドにみられる団塊ジュニアの子ども世代の増加は一時的であり、その下の世代では人口は再び減少していくと推計されています。

【1990年及び2015年の人口ピラミッド比較】



出典：亀山市企画総務部「人口ビジョン」

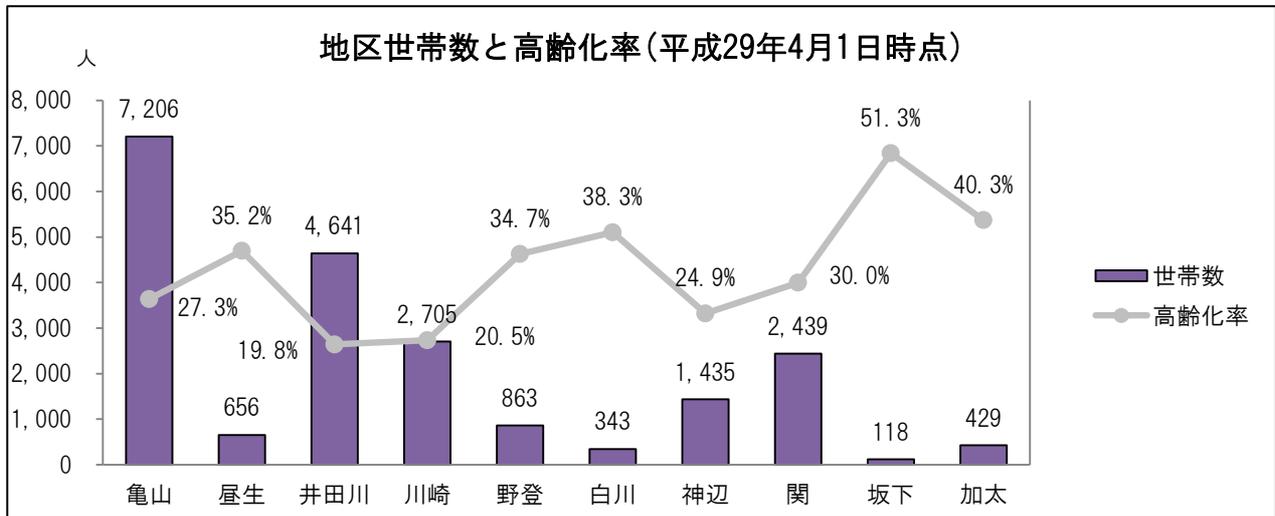
【2015年及び2040年（将来推計）の人口ピラミッド比較】



出典：亀山市企画総務部「人口ビジョン」

③地区世帯数と高齢化率

市全体の高齢化率（平成29年4月1日現在）は25.9%で市内全域で高齢化が進んでいますが、地区別で見ると、昼生・野登・白川・関・坂下・加太地区で30%以上となっており、特に高齢化が進んでいる地区があります。

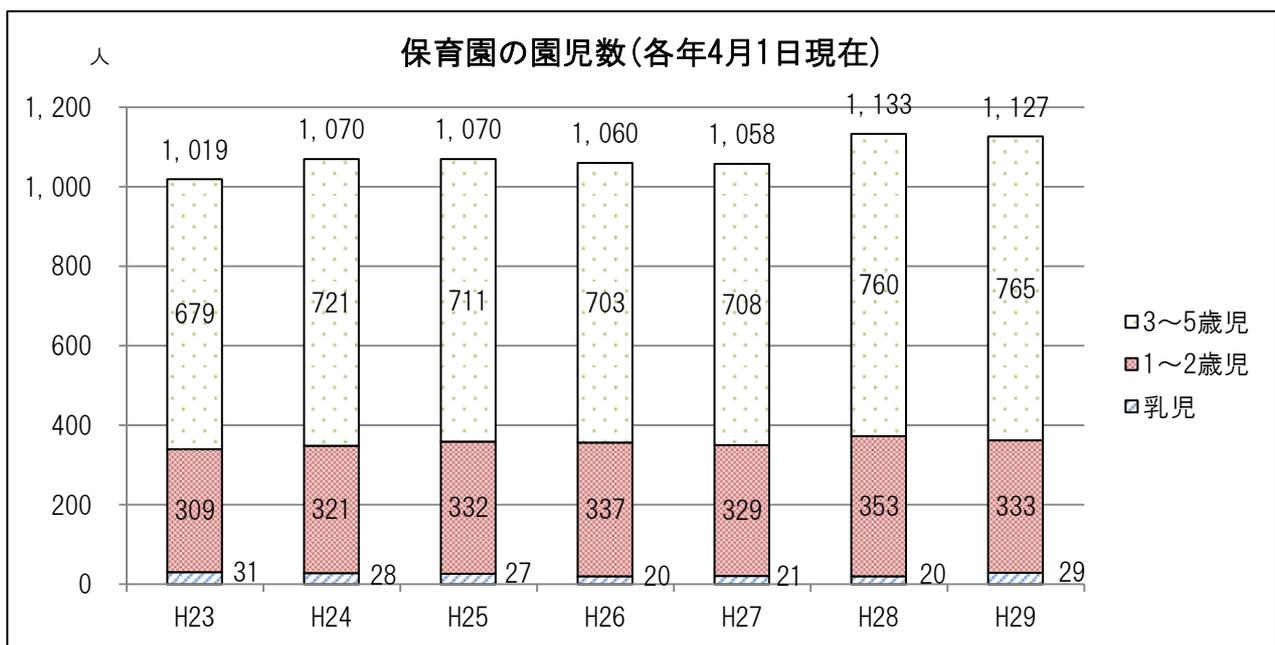


出典：亀山市市民文化部「年齢別の人口データ」

(2) 子どもの状況

①保育園の園児数

保育園の園児数^{*}は、平成23年に1,019人であったものが、平成29年には1,127人となりました。平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」が始まり、関認定こども園アスレを開設したことや保護者の就労ニーズが高まったことなどから、園児数は全体的に増加する傾向にあります。

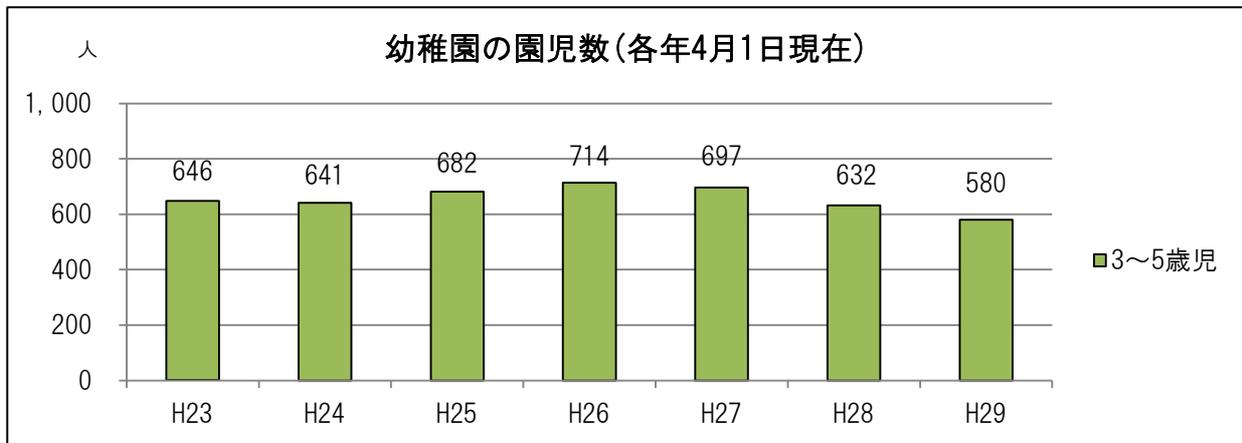


出典：亀山市健康福祉部子ども家庭室

^{*}平成28年からは、関認定こども園アスレの園児数（3～5歳児）を含んでいます。

②幼稚園の園児数

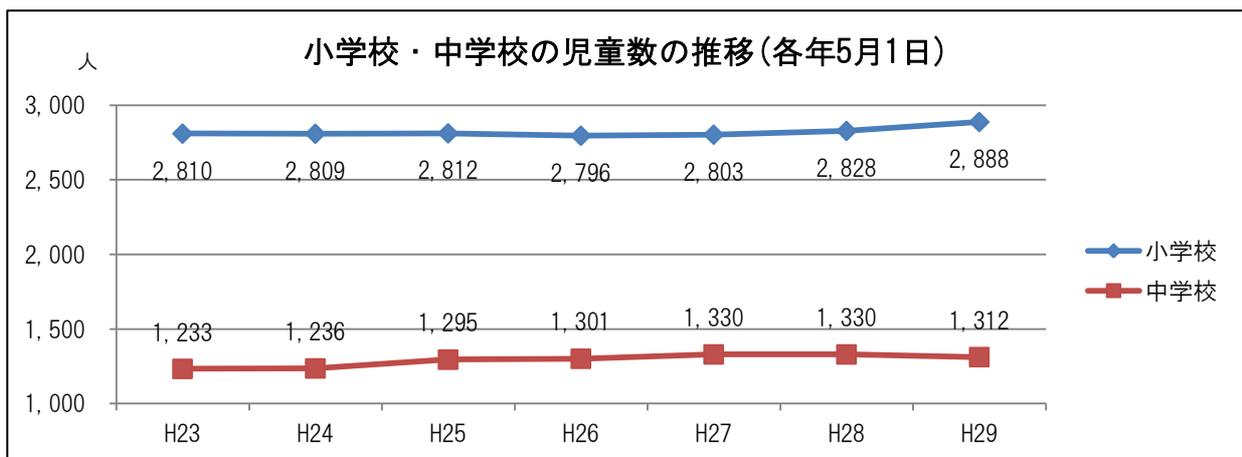
幼稚園の園児数は、平成26年を境に減少に転じ、平成27年4月からの「子ども・子育て支援新制度」の開始もあいまって、平成28年は大幅に減少しています。



出典：亀山市教育委員会学校教育室

③小学校、中学校の児童生徒数

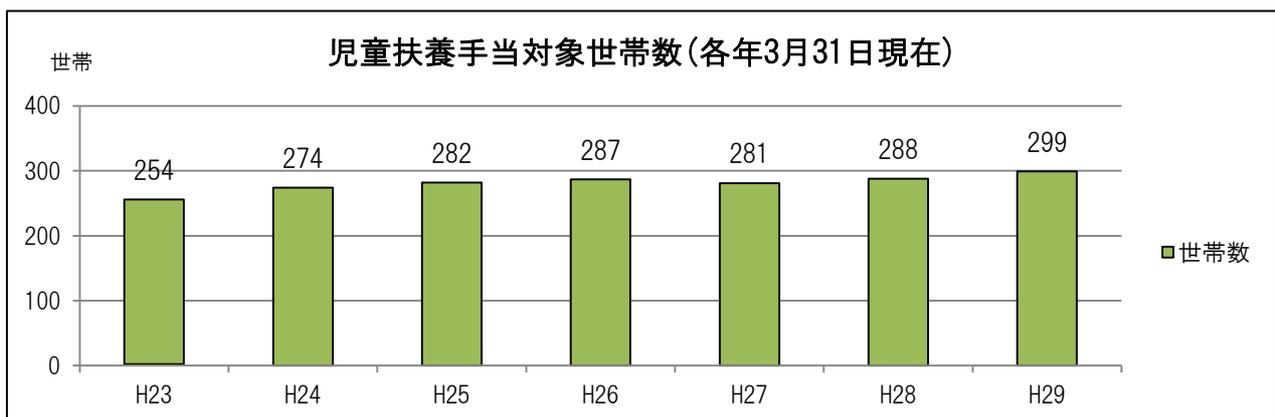
小学校と中学校の児童生徒数は、平成23年に比べ、平成29年には、小学校で2,888人、中学校で1,312人と増えており、年々増加する傾向がみられます。



出典：亀山市教育委員会学校教育室「学校基本調査」

④ひとり親世帯の状況

ひとり親世帯の状況を児童扶養手当対象世帯数で見ると、平成23年に254世帯であったものが、平成29年には299世帯となり、45世帯増加しています。

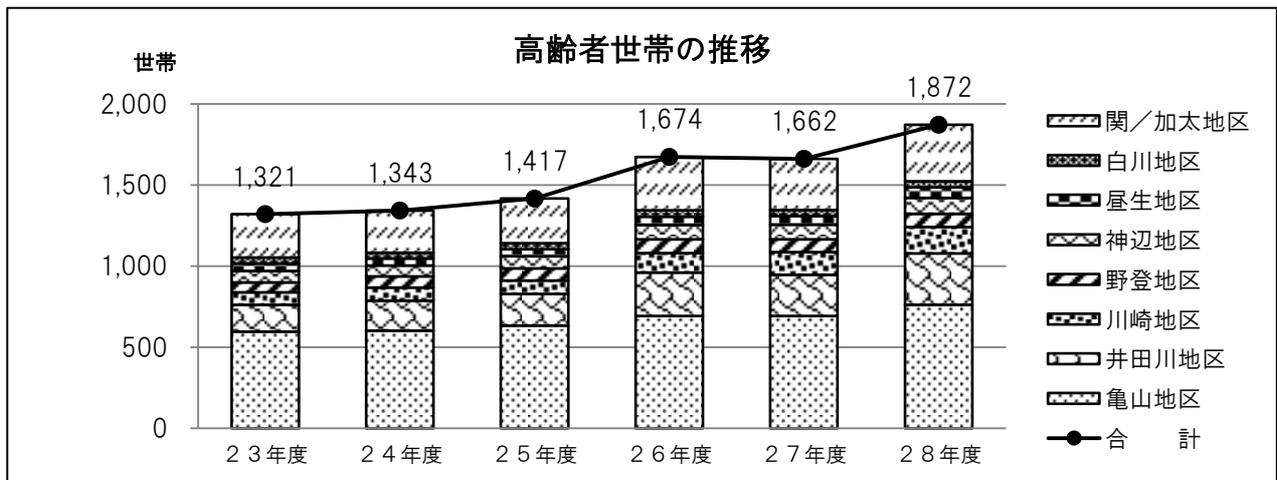
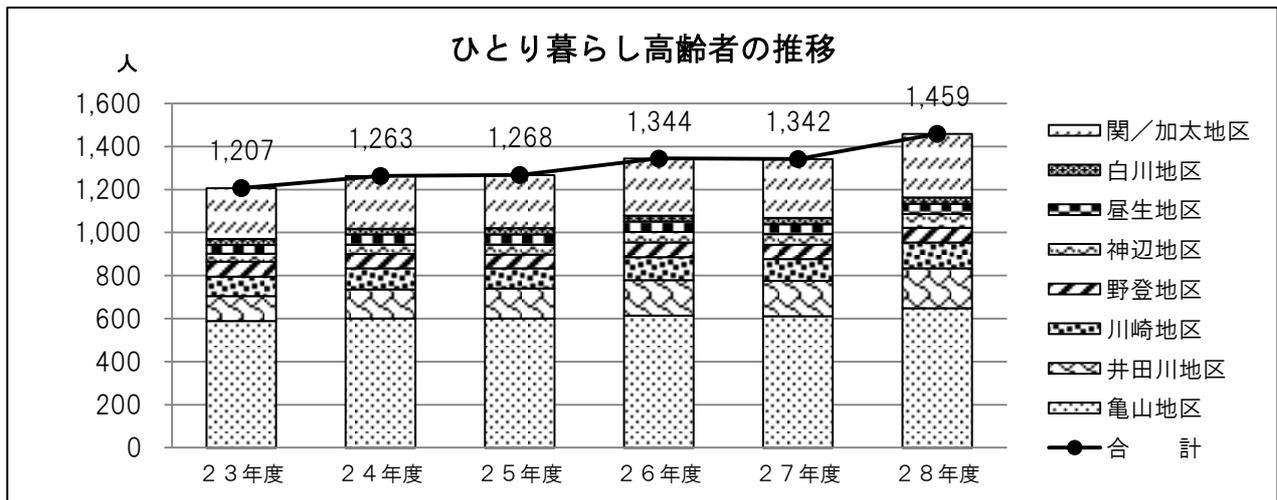


出典：亀山市健康福祉部地域福祉室「児童扶養手当」

(3) 高齢化の状況

① 高齢者世帯（ひとり・ふたり暮らし）※の状況

本市のひとり暮らしの高齢者（65歳以上）は平成28年12月31日現在で1,459人、高齢者世帯は1,872世帯となっています。また、平成23年度と比較すると、ひとり暮らし高齢者は252人、高齢者世帯は551世帯の増と、老年人口（65歳以上）の増加に伴って高齢者世帯も増加の推移をたどっており、今後もこの傾向は続くものと考えられます。

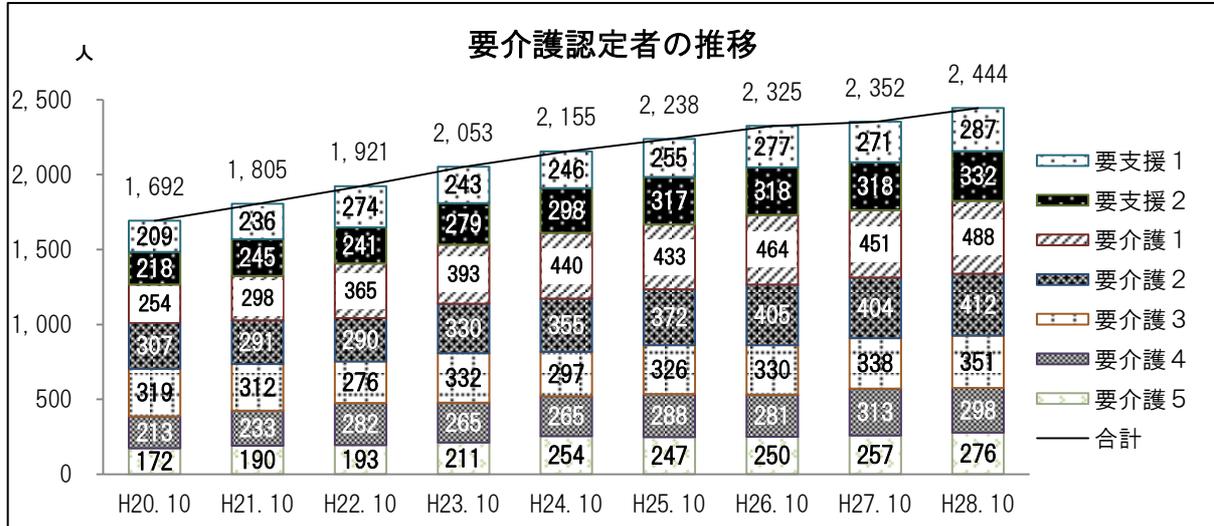


出典：亀山市健康福祉部長寿健康づくり室

※高齢者世帯とは、本来65歳以上の者のみで構成するか、またはこれに18歳未満の未婚の者が加わった世帯をいいますが、支援必要性の観点から、二世帯住宅や離れなど、敷地内に65歳未満の同居者がいる等で、家族等の援助が可能な場合は、集計に含んでいません。

②要介護認定の状況

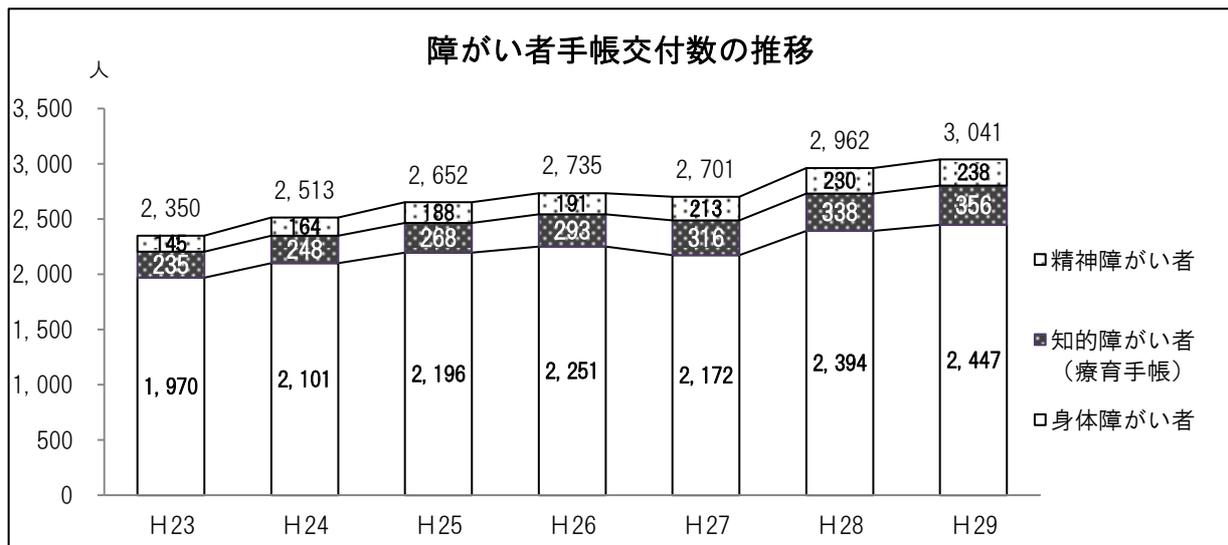
要介護認定者が右肩上がりに増加する中で、高齢者を支える中心的な世代である 20 歳代から 30 歳代の人口が減少しており、介護が必要な人を支える人が少なくなりつつあります。



出典：鈴鹿亀山地区広域連合「介護保険事業報告（一般状況）」

(4) 障がいのある人の状況

各障がい者手帳所持者は増加傾向にあり、平成 29 年で身体障害者手帳所持者数は 2,447 人、療育手帳所持者数は 356 人、精神障害者保健福祉手帳所持者数は 238 人と、平成 23 年に比べ全体人数で 691 人、率にして 29.4%増加しています。

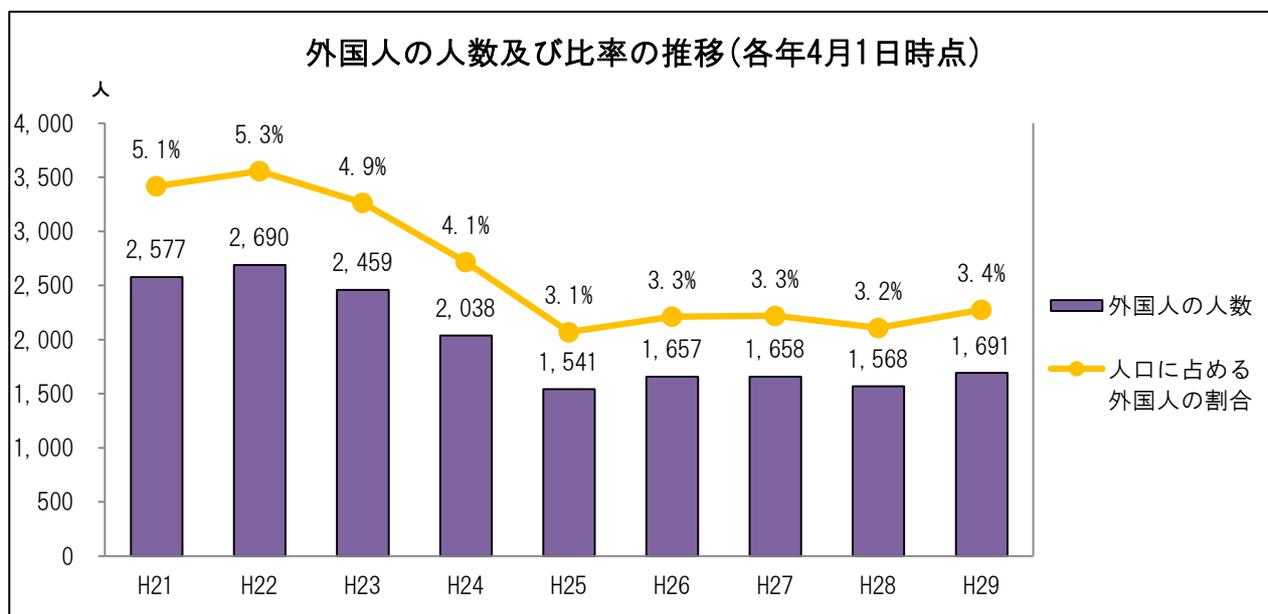


出典：亀山市健康福祉部地域福祉室

(5) 在住外国人の状況

外国人登録人口は平成 22 年を境に減少し、平成 25 年の人口に占める外国人の割合は 3.1%にまで減少したものの、その後、増加傾向となり、平成 29 年は 3.4%となっています。

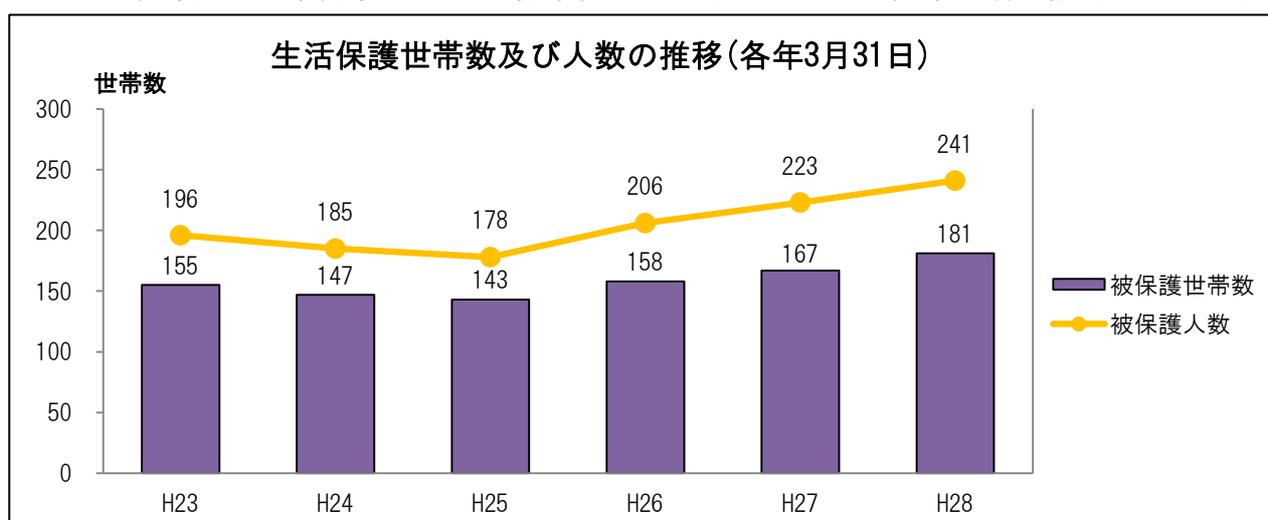
また、住民基本台帳によると、本市にはブラジル、中国、フィリピン国籍の人が多く在住しています。



出典：亀山市市民文化部「年齢別の人口データ」

(6) 生活保護の状況

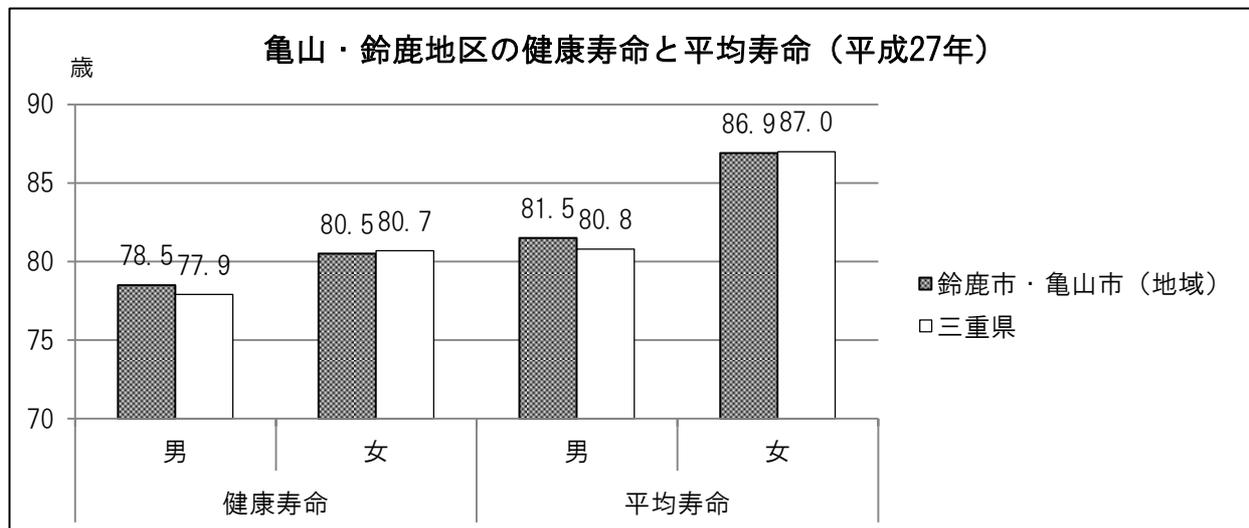
生活保護の被保護世帯数及び被保護人数は、平成 23 年度末は 155 世帯、196 人であったものが、平成 28 年度末では 181 世帯、241 人となっており、年々増加傾向にあります。



出典：亀山市健康福祉部地域福祉室

(7) 平均寿命と健康寿命*

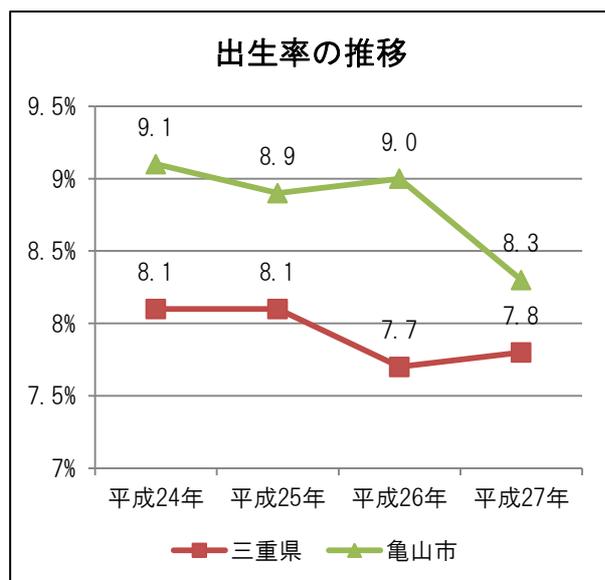
平成 27 年の鈴鹿市及び亀山市（鈴鹿亀山地区広域連合管内）における平均寿命と健康寿命をみると、男性ではいずれも県平均を上回り、女性ではいずれも県平均と同水準となっています。



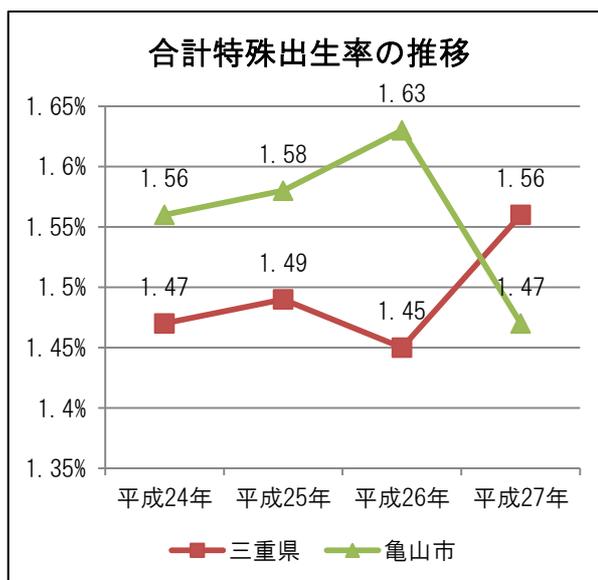
出典：三重の健康づくり総合計画「ヘルシーピープルみえ・21」

(8) 出生率及び合計特殊出生率

平成 27 年の本市の出生率は、8.3（人口千対）となり、県と比べ 0.5 ポイント高くなっています。一方、出生率の低下に比例し、合計特殊出生率は、1.47（人口千対）となり、県と比べ 0.09 ポイント低くなっています。



出典：三重県の人口動態



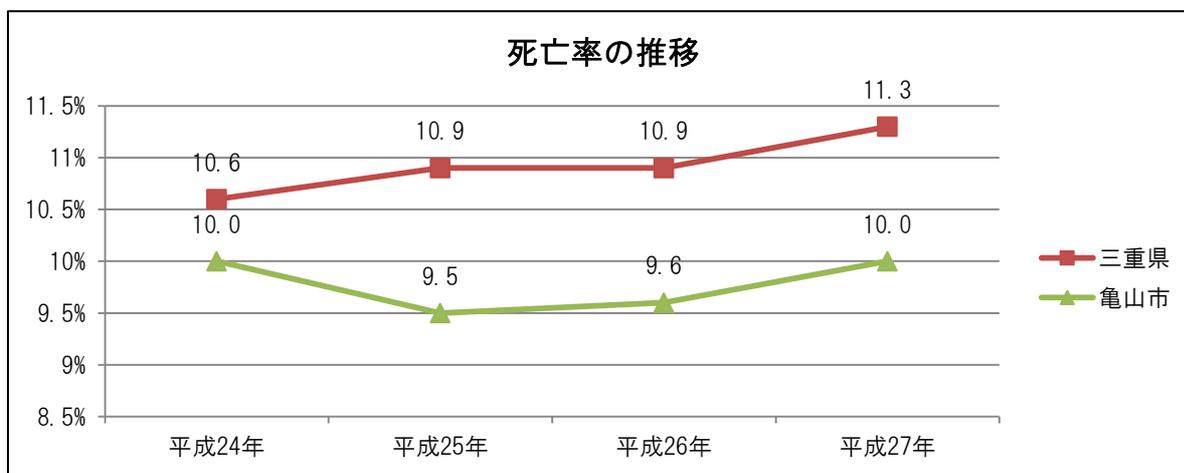
出典：三重県の人口動態

※「健康寿命」とは、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間と定義されています（健康日本 21（第 2 次））。また、「平均寿命」とは 0 歳児が平均して何歳まで生きるかを、「平均余命」とは、ある年齢の人が平均してあと何年生きるのかを示したものです。ある年齢の人が 0 歳の場合の「平均余命」を特に「平均寿命」といいます。

なお、三重県の「健康寿命」及び「平均寿命」は、厚生労働省から発表されているものと推計方法が異なります。

(9) 死亡率

平成 27 年の本市の死亡率は、10.0（人口千対）で、県と比べ 1.3 ポイント低くなっており、相対的に亡くなる人が少ない傾向にあります。



出典：三重県の人口動態

第2章 地域福祉課題の整理

1 これまでの成果と課題

市民アンケートや団体ヒアリングなどにおける意見整理の結果から、地域福祉計画及び地域福祉活動計画による取組が進んだ成果がある中で、次のような地域福祉課題が浮かび上がってきました。

(1) 地域福祉課題

1. 相互理解と的確な支援につなげるための「状況把握と共有」

地域においては民生委員・児童委員や福祉委員をはじめとする方々が、福祉課題につながる情報の把握に努められています。そうした状況であっても障がい者の情報や、外国籍住民などのマイノリティ（少数者）の情報はまだまだつかみきれておらず、何に困っているのか、どういうニーズを持っているのかが必ずしも把握できていないという問題があります。

また、一般的に核家族化した家族から子ども世代が自立して転出すると、高齢夫婦のみの世帯となり、やがてひとり暮らしとなります。こうした人の中には閉じこもりがちの人もあり、地域から孤立していく懸念がありますが、個人情報保護のために支援すべき個人や家庭の情報が支援者の間で共有されないといった問題があります。

今後、こうした人びとを支援するためには、支援を求める人が必要な情報を開示し、支援する人がその情報を把握することにより、地域の中で支援を求める人と支援する人がお互いの理解を深め、共有できるようにすることが求められます。

2. 地域の社会資源を効果的につなぐための「コーディネート機能」

社会福祉に関する制度・サービスは非常に充実し、必要な人が介護や介助、自立のための支援、保育などを受けることができるようになりました。

個々のサービスが充実する一方で、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるうえでは、地域とのかかわりや地域での見守り、助け合いが不可欠となっています。

しかし、人口減少や少子・高齢化が進む中では、地域の人材や組織ができることにも限りがあります。こうした人材や組織力を「資源」ととらえて有効に活用するとともに、全体として最適な取組になるよう活動をコーディネートすることが求められています。

3. 困ったときに支援の取っかかりになる「相談窓口機能」

地域団体やボランティア団体として活動していると、何らかの相談を受けることがあります。身近な地域で素早く解決できることが理想ですが、問題が多分野にわたったり、専門家につなぐ必要があったりすると、地域での解決が難しくなります。

一方、行政組織も専門化が進み、いわゆる「縦割り」になりがちであるため、どこに相談したらよいか市民には分からないという状況になります。

そうした場合に、誰も支援できない状況を防ぎ、団体が問題を抱えたままということにもならず的確な相談・支援先につなげられるよう、まずは取っかかりとなる総合的な相談窓口を設けることが必要です。

(2) 地域の課題

本市ではこれまで、地域を重層的にとらえながら地域福祉の取組が進められてきましたが、本市の地域特性や社会経済状況の変化などから、各層においては次のような地域課題に整理することができます。

1. 市域全体の課題

亀山市は約5万人の人口でありながら、市民活動、ボランティア活動が盛んなまちです。

一方、こうした活動も担い手の高齢化が進んでおり、さらに今後は亀山市においても人口の減少と少子化が予測され、多分野で担い手が減少していくことが懸念されることから、地域福祉にかかる人材の育成や活用を市域全体で考える必要があります。

2. 地区単位の課題

亀山市の各地域においては都会では途絶えがちな人と人とのつながりがみられると同時に、市民どうしや市民・企業・行政の距離が近い「顔の見える規模」のまちです。さらに、市内各地区では、地域にかかわる多様な主体が参画した地域まちづくり協議会が設立され、主体的にまちづくり活動が展開されていることから、地域の福祉課題についても、自らの地区で解決できるよう、支援していく必要があります。

3. 小地域単位の課題

地区単位の活動が重要とはいえ、亀山市の市域は広く、地域によっては集落が離れていたり、坂道が多かったりという事情があります。地域の高齢化が進む中、交通手段が限定されることなどから、実際の活動はさらに小規模の単位で取り組むことが求められます。

第3章 地域福祉を進めるための基本的な考え方

1 計画の考え方

(1) 基本理念

今後予想される人口減少社会の中では、地域住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域社会を形成し、介護、障がい、子ども・子育て支援などの公的な福祉サービスと協働しながら、助け合って暮らせる「地域共生社会」を実現することが必要です。

本市では、地域での人と人のつながりを基本とし、顔の見える関係づくり、ともに生き支え合う社会をめざし、民生委員・児童委員や福祉委員、自治会、ボランティアなどと市、社会福祉協議会とが連携して地域福祉の推進を図っています。

また、従来は、地区コミュニティを基本として地域福祉の取組が進められてきましたが、「まちづくり基本条例」や平成28年4月の「地域まちづくり協議会条例」の施行を受けて、地域福祉課題の解決においても地域まちづくり協議会が重要な役割を果たすことが求められています。

亀山市の未来を描く第2次亀山市総合計画においては、将来都市像を『歴史・ひと・自然が心地よい 緑の健都 かめやま』と掲げるとともに、まちづくりの基本方針を『市民力・地域力が輝くまちづくり』とし、すべての主体が持つ力を合わせ、連携・協働してまちづくりを進めることとしています。

こうしたことから、亀山市における従来からの市民と地域の持つ力を生かした地域福祉のネットワークを強化するとともに、ともに支え合う「共助」の機能を高めつつ、さらに、多様な人びとが心身ともに健やかな日々を過ごせる「共生」の地域社会を構築し、「**ふ**だんの、**く**らしの、**し**あわせ^{*}のまち「かめやま」の実現に向けて、次の基本理念を掲げます。

ともに支え合い ともに暮らせる **ふくし**のまち

——共助と共生の地域社会を築こう——

※「ふくし」は、『ふ』だんの、『く』らしの、『し』あわせを表しています。普段の暮らしの主人公である「わたし」からはじまり、家族、友だち、学校、近所などが同心円で広がっていくと、他人事でない「わたし発のふくし」が始められることとなります。

(2) 基本目標

基本理念「ともに支え合い ともに暮らせる ふくしのまち」のもと、地域福祉にかかる次の3つの目標を掲げます。

1. 地域福祉を支える人材の育成と自立支援の推進

次代の地域を担う若者とともに、団塊の世代をはじめとする元気な高齢者など、多様な人材の活用に向けて、福祉教育による意識づくりや活動への参加のきっかけづくりを市全体の取組として進めます。

あわせて、支援の必要な人を制度的に支えられるよう、支援体制の構築を図ります。

2. 地域の連携で安心を生み出す環境づくり

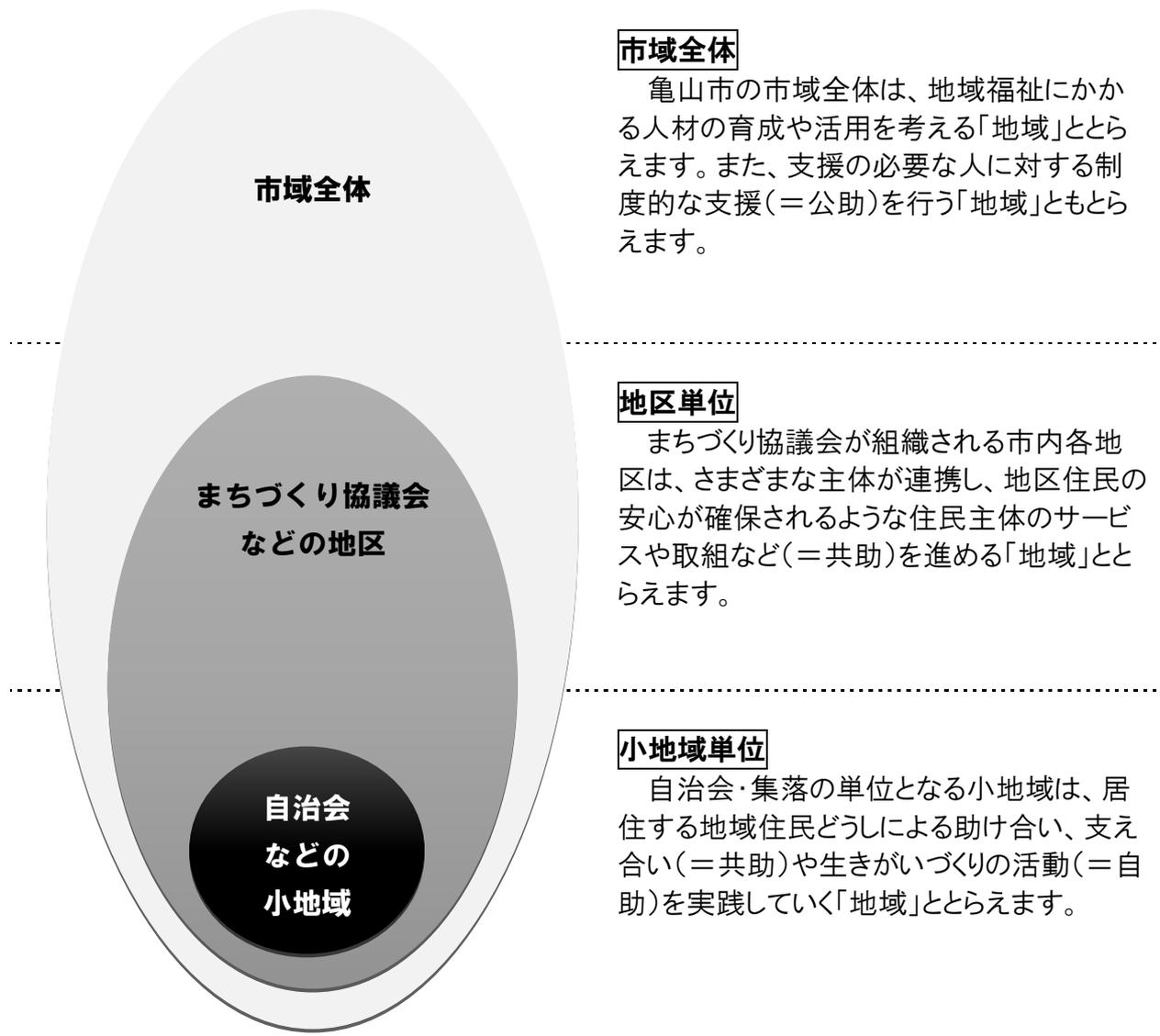
地域福祉においても、地区単位でのまちづくりのしくみのもとで、さまざまな主体が連携し、活動を活発化していくことによって、地域住民が安心して暮らせる環境づくりを進めます。

3. 身近な地域での助け合い・支え合い活動の促進

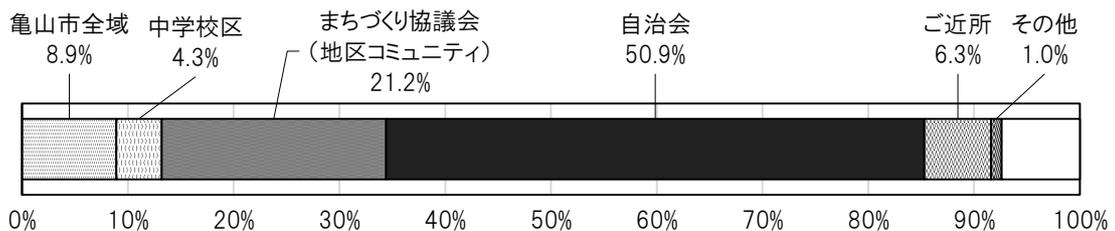
支援の必要な人の見守りと日常生活の支援や、子どもたちへの声かけ、多様な人びとの居場所づくりといった助け合い、支え合いが小地域で実践されていくよう、身近な地域における活動の促進を図ります。

(3) 地域のとらえ方

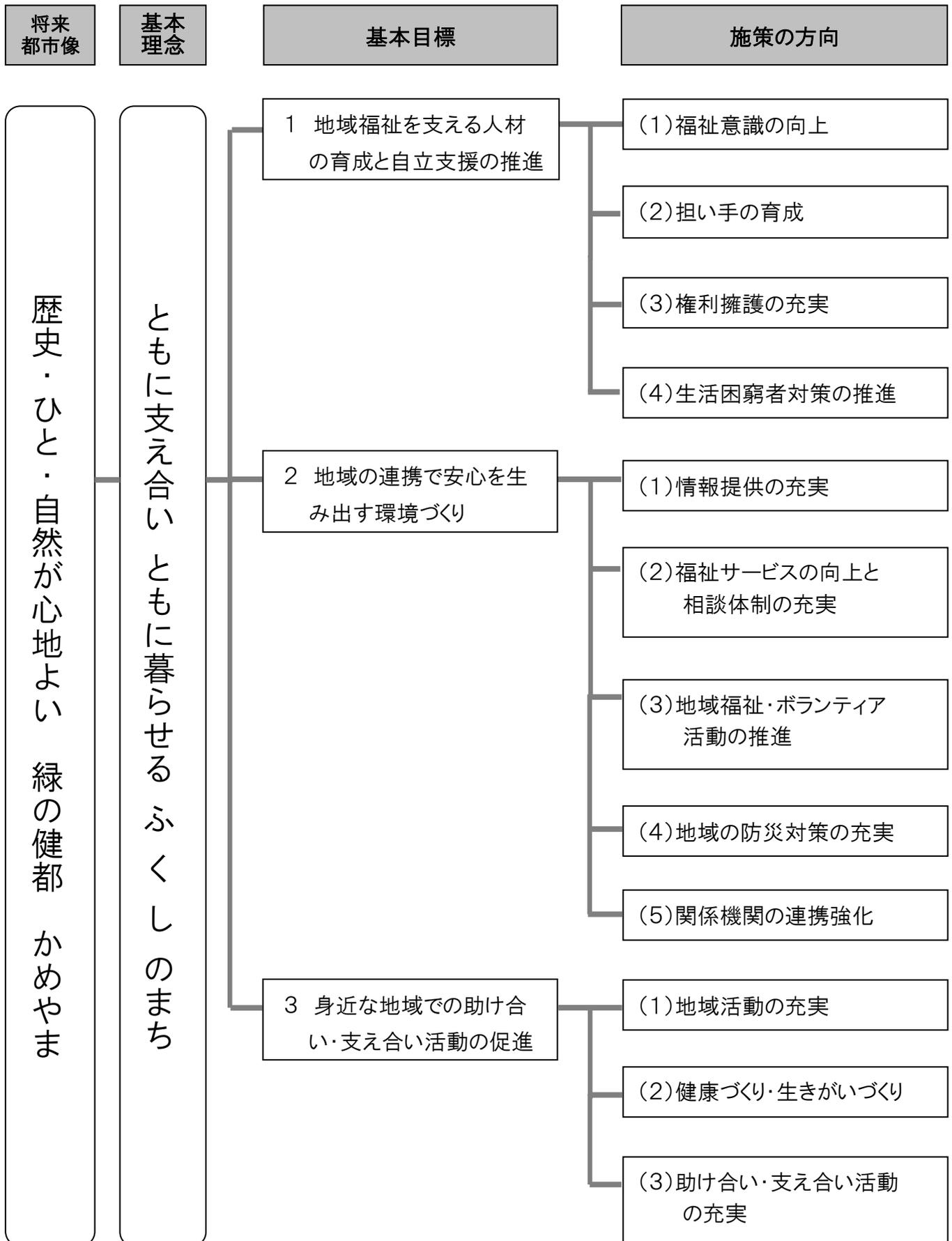
基本理念のもと、地域福祉にかかる取組を重層的に進めるため、各層の「地域」を次のようにとらえます。



あなたが考える地域の単位は、どの範囲と思われますか。〈アンケート調査結果より〉



(4) 計画の体系

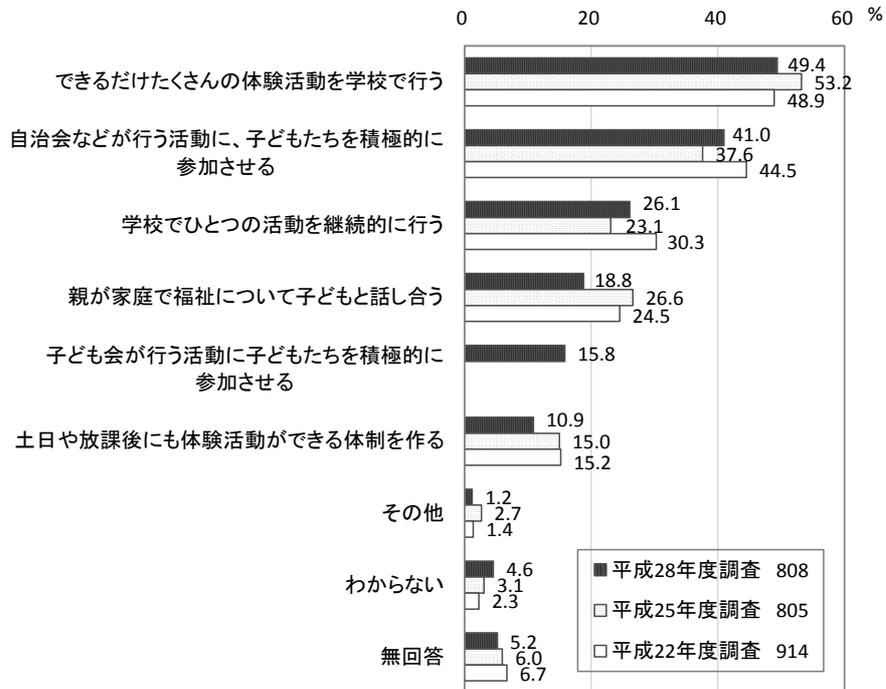


1 地域福祉を支える人材の育成と自立支援の推進

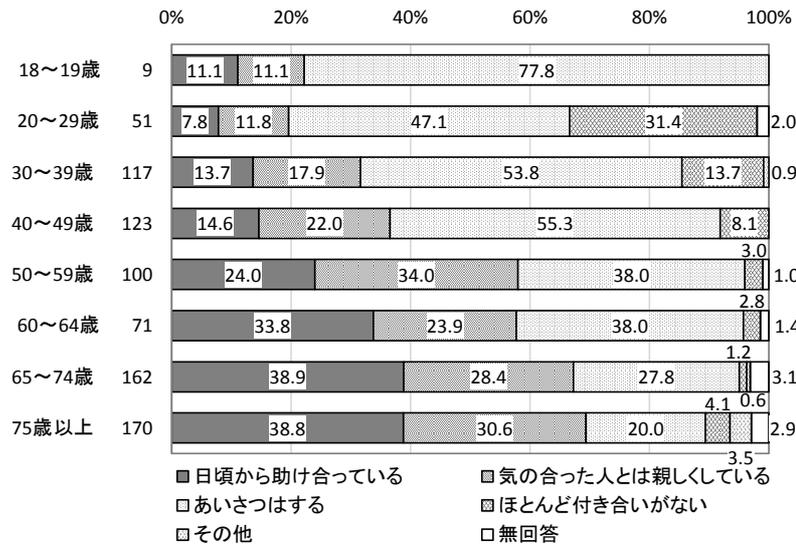
(1) 福祉意識の向上

【現状と課題】

- 少子高齢化や核家族化などの影響により、地域への関心や住民どうしのつながりが希薄化している中、本市では、地域での市民の「絆」は比較的強いものの、転入者の増加等により、今後つながりが希薄な地域が増えることが懸念されます。このため、誰もが住みやすい地域をつくるためには、市民一人ひとりが地域における日頃の付き合いや地域福祉活動の必要性を認識し、地域の課題を「我が事」としてとらえることが大切です。
- 本市では、小中学校における福祉教育の充実を図りつつ、家庭における福祉意識の啓発や地域住民一人ひとりの助け合い意識を育む取組を進めるとともに、高齢者、障がい者、外国籍住民への理解を深められるよう施策を展開してきました。一方、地域における障がい者と健常者との接点が少なく、また、外国籍住民とは、生活習慣の違い等によりお互いの接し方が分からず、かかわる機会も少ないため、互いが遠い存在となっています。
- 「福祉の心を育むために必要な取組」のアンケート調査では、「親が家庭で福祉について子どもと語り合う」は、平成 25 年度調査から 7.8 ポイント減少し、「土日や放課後にも体験活動ができる体制をつくる」も、4.1 ポイント低くなっています。また、「できるだけたくさんの体験活動を学校で行う」や「自治会などが行う活動に子どもたちを積極的に参加させる」は、それぞれ 40%を超えています。このことから家庭ではなく、学校や地域活動の場で、福祉の心を育むことを期待していることが伺えます。
- 「近隣の人との付き合いについて」のアンケート調査では、20 歳代の人が「日頃から助け合っている」が 7.8%と最も低くなっています。また、20 歳代の人には「ほとんど付き合いがない」が、平成 25 年度調査は 13.7%であったものが、平成 28 年度調査では 31.4%と 17.7 ポイント増加しており、若い世代において地域の中のつながりが希薄化していることが分かります。
- これらのことから、支え合い、助け合える地域づくりを進めるためには、市民一人ひとりの地域福祉に対する意識の向上を図りながら、地域等の中で障がいのあるなしや国籍に関係なく、共生していくことが求められています。

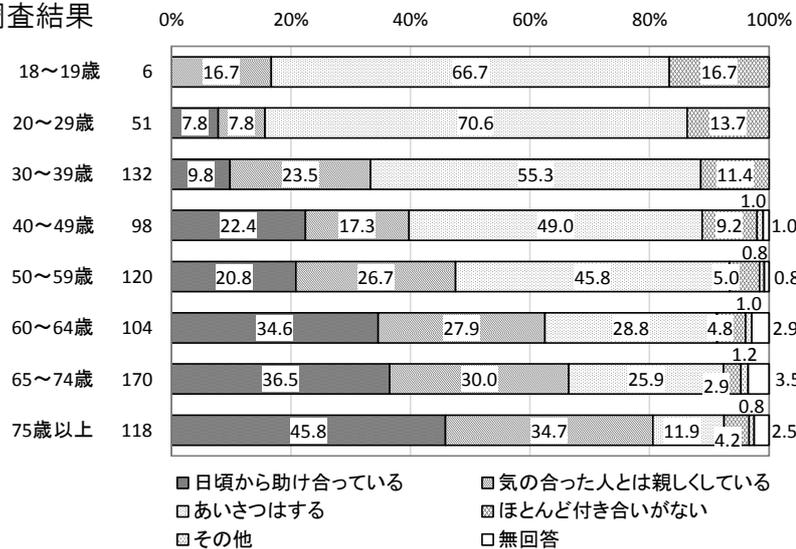


資料：市民アンケート(福祉の心を育むために必要な取組)



資料：市民アンケート(近隣の人との付き合い)

【参考】平成 25 年度調査結果



【5年後のあるべき姿】

「共生社会の実現」に向けた意識が高くなり、誰もが福祉を「我が事^{※1}」と認識して具体的な行動が展開されています。

【行政と社会福祉協議会の役割】

- 高齢者や障がい者、外国籍住民など、さまざまな男女が、互いに理解し合って暮らしていく「共生社会の実現」に向けた啓発を行います。

【取組内容】

- ① 「共生社会^{※2}」や「心のバリアフリー^{※3}」といった地域福祉の理念について、さまざまな機会をとらえて普及・啓発を行います。
- ② 地域における福祉講演会、小中学校における福祉教育・福祉体験など、地域の特性に合わせて地域福祉を学ぶ機会づくりを教育委員会と連携しながら進めます。
- ③ 地域の一員として果たすべき「コミュニティサービス^{※4}」の考え方について、普及を図ります。
- ④ 障がいの有無や国籍などの違いを越えた、市民交流・ふれあいの機会を提供します。

※1 福祉は与えるもの、与えられるものといったように、「支える側」と「受け手側」に分かれるのではなく、「他人事」になりがちな地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組むこと。

※2 これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障がい者等が、積極的に参加・貢献していくことができることであり、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人びとの多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会のこと。

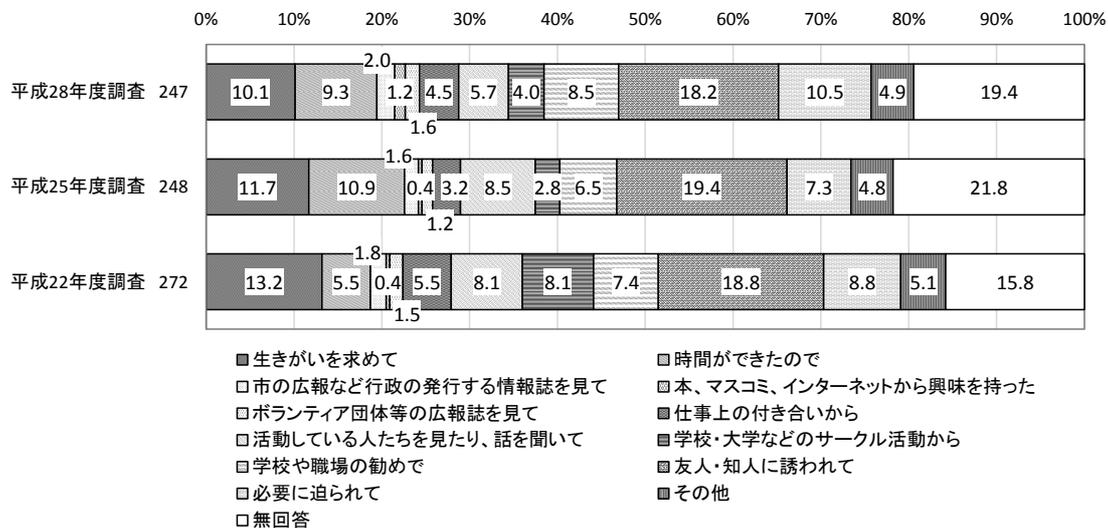
※3 高齢者、障がい者等が安心して日常生活や社会生活ができるよう、施設整備（ハード面）だけではなく、高齢者、障がい者等の困難を自らの問題として認識し、心のバリアを取り除き、その社会参加に積極的に協力すること。

※4 自主性、主体性を重んじたボランティアのことをいい、一定のノルマや枠組などの教育活動（評価が伴う枠組）であり、地域の一員として果たすべき役割と義務のこと。

(2) 担い手の育成

【現状と課題】

- 近年、社会環境の変化等により、高齢化が進行するにつれ、地域の人と人との支え合いの重要性が再認識されています。本市では、老年人口も増えており、平成28年12月現在、ひとり暮らし高齢者は1,459人、高齢者世帯(ひとり・ふたり暮らし)は1,872世帯となり、今後も増加が見込まれています。
- 民生委員・児童委員、福祉委員など地域における福祉活動のリーダーとなる担い手は、高齢者の増加に伴った援助すべき対象の増加とともに、地域福祉がますます重要視されることによる活動上の負担の拡大もあいまって新たな担い手が不足しており、あわせて担い手自身の高齢化の進行が課題となっています。
- アンケート調査では、ボランティア活動をはじめた主なきっかけは、「友人・知人に誘われて」の割合が18.2%と最も高く、次いで「必要に迫られて」が10.5%、「生きがいを求めて」が10.1%となっています。このため、地域福祉を实践する担い手を育成するため、ボランティアのきっかけとなる講座や研修会などを提供する必要があります。
- 本市では、福祉委員会が機能しはじめてきているものの、委員会だけでは地域福祉を支えきれず、民生委員・児童委員をはじめ、皆で役割を分担しながら支え合える地域づくりが求められています。今後も、高齢者の増加が見込まれることから、介護予防の活動を支援するとともに、「支える側」と「支えられる側」という画一的な関係ではなく、ともに支え合うしくみを構築していく必要があります。



資料：市民アンケート（ボランティア活動をはじめた主なきっかけ）

【5年後のあるべき姿】

誰もがそれぞれにできることを担おうとする「地域社会」が実現されつつあります。

【行政と社会福祉協議会の役割】

- 地域まちづくり協議会を単位として、住民相互に支え合うしくみを構築できるよう促し、支援を行います。

【取組内容】

- ① 民生委員・児童委員や、福祉委員をはじめとする、地区レベルでの地域福祉の中核を担う人材の確保・育成と、スキルアップのための研修の充実を図ります。
- ② ボランティア講座の開催とともに、亀山高等学校や徳風高等学校(学校法人_三重徳風学園)、近隣の大学と連携しながらボランティアの機会をつくるなど、将来にわたって地域福祉を実践する人材の育成を進めます。
- ③ 市民の健康づくりや地域で介護予防活動に取り組むリーダーや推進組織の育成・支援を行い、地域住民が主体となる介護予防活動の展開を促します。

(3) 権利擁護の充実

【現状と課題】

- 認知症高齢者や障がいのある人など、判断能力が十分でない人が、地域の中で安心して暮らせるためには、生活に必要な支援が受けられつつ、その人の権利が守られることが重要です。また、急速な高齢化の進展により、判断能力が十分でない人が増加すると予想されるため、成年後見制度を広く周知し、権利擁護に関する理解や支援体制を強化することが必要となってきています。
- 生活を支援する日常生活自立支援事業の利用状況をみると、平成 23 年度末に 20 件であったものが、平成 28 年度末には 43 件と年々増加しています。今後も、利用者の増加が見込まれており、体制を整備していく必要があります。
- 全国的にも身体的・心理的な虐待や育児放棄など、児童虐待が増加する中、発生の予防や早期の発見・対応などが求められています。本市では、人権尊重に向けた取組を推進しながら、関係機関との連携による子どもの虐待等に対する早期発見・早期対応の体制整備を進めてきました。
- このようなことから、より多くの人々の権利擁護に関する理解を深め、人権を守るために関係機関と連携を図り支援体制を充実させていく必要があります。

	H23年度末	H24年度末	H25年度末	H26年度末	H27年度末	H28年度末
利用件数	20	23	31	36	41	43

資料：社会福祉協議会(日常生活自立支援事業の利用状況)

【5年後のあるべき姿】

判断能力が低下した人などの権利が尊重され、自分らしく生活できる支援が充実しています。

【行政と社会福祉協議会の役割】

- 人権尊重等の権利擁護に関する制度の周知を行うとともに、制度利用のための体制の確立をめざします。

【取組内容】

- ① 判断能力の低下した人や障がいのある人に限らず、社会的立場が弱い人への差別や虐待を防ぎ、すべての人の人権が守られるよう、地域における啓発活動とともに、人権相談等、相談体制の充実を図ります。
- ② 判断能力が低下した人等に対し、日常生活自立支援事業による生活支援の充実を図ります。
- ③ 国の成年後見制度利用促進基本計画を踏まえながら、亀山市高齢者福祉計画(平成 30～32 年度)及び第2次亀山市障がい者福祉計画を推進し、成年後見制度の利用の促進に取り組むとともに、社会福祉協議会による法人後見等の可能性についても協議していきます。
- ④ 児童や弱い立場の人の人権を守り、児童虐待及びDV（ドメスティック・バイオレンス）の発生予防や早期発見・早期対応（親・子どもの悩み等）が図れるよう、分かりやすい相談窓口を位置づけるとともに、地域や関係機関などとの連携を強化します。
- ⑤ 障がいを理由とする差別の解消を推進するため、地域のさまざまな団体機関が、情報共有や協議をすることができる体制を整備します。

(4) 生活困窮者対策の推進

【現状と課題】

- 生活に困窮している人の背景には、勤労世代の収入の減少や、社会的孤立などのさまざまな要因が複合的に絡んでいる状況があります。平成 28 年度の生活困窮者自立支援事業の相談実績では、精神疾患やリストラなどを要因とした稼働年齢層の相談が多くなっています。
- 本市では、自立生活が困難な人たちが、住み慣れた地域で暮らし続けるため、平成 27 年 4 月から施行された生活困窮者自立支援法により、自立相談支援事業等（必須事業）や、家計相談支援事業（任意事業）を社会福祉協議会に委託する等、複合的な課題を抱え自立生活が困難な人たちに対する支援を行ってきました。また、生活困窮家庭での子どもへの学習支援を実施し、貧困の連鎖の防止に取り組んできました。
- 本市の生活困窮者自立支援事業の相談実績は、平成 27 年度が、延べ 373 件、平成 28 年度は、延べ 370 件となっています。平成 28 年度の年代構成をみると、30～40 歳代が最も多く、次いで、50～60 歳代の利用が多くなっています。
- このような中、「8050 問題」[※]等、自立が難しく将来生活困窮に陥る可能性が高い人や子どもの状況はつかみきれておらず、実態を把握し、貧困の連鎖の防止につながるような取組が必要です。今後も、支援の充実を図るため、関係機関等との連携を図りながら、生活に困窮している人の自立支援に向けた支援体制の整備を進めることが求められています。

	H27年度末	H28年度末
10～20代	18	9
30～40代	49	42
50～60代	56	36
70代～	21	11
不 明	—	6
合計相談件数	144	104
延べ相談件数	373	370

資料：亀山市健康福祉部(年代別構成：生活困窮者自立支援事業)

※80 歳代の親が、50 歳代の引きこもり状態にある子どもの面倒をみる事例が増えている実態のこと。

【5年後のあるべき姿】

公的支援はもとより関係機関との連携や地域住民による支援によって、生活困窮者が支えられています。

【行政と社会福祉協議会の役割】

- 社会福祉法人・事業者等、地域の多様な社会資源と連携し、適切な支援ができる体制を整えます。

【取組内容】

- ① 貧困の連鎖を防止するため、子どもの貧困の実態把握を行います。
- ② 生活困窮につながる可能性のある大人の引きこもりは、地域のつながりを生かして、見守りや声かけ活動などにより早期発見しながら、その実態把握に取り組みます。
- ③ 生活困窮者に対する正しい理解を得るため、支援制度に対する啓発活動を行います。
- ④ 自立支援相談事業など、生活困窮者等の自立を支援するため、アウトリーチ※による相談支援を実施します。
- ⑤ 生活困窮者、子どもの貧困や引きこもりに対する自立支援を行うため、家庭・地域・関係機関との連携によって、支援体制の強化を図ります。

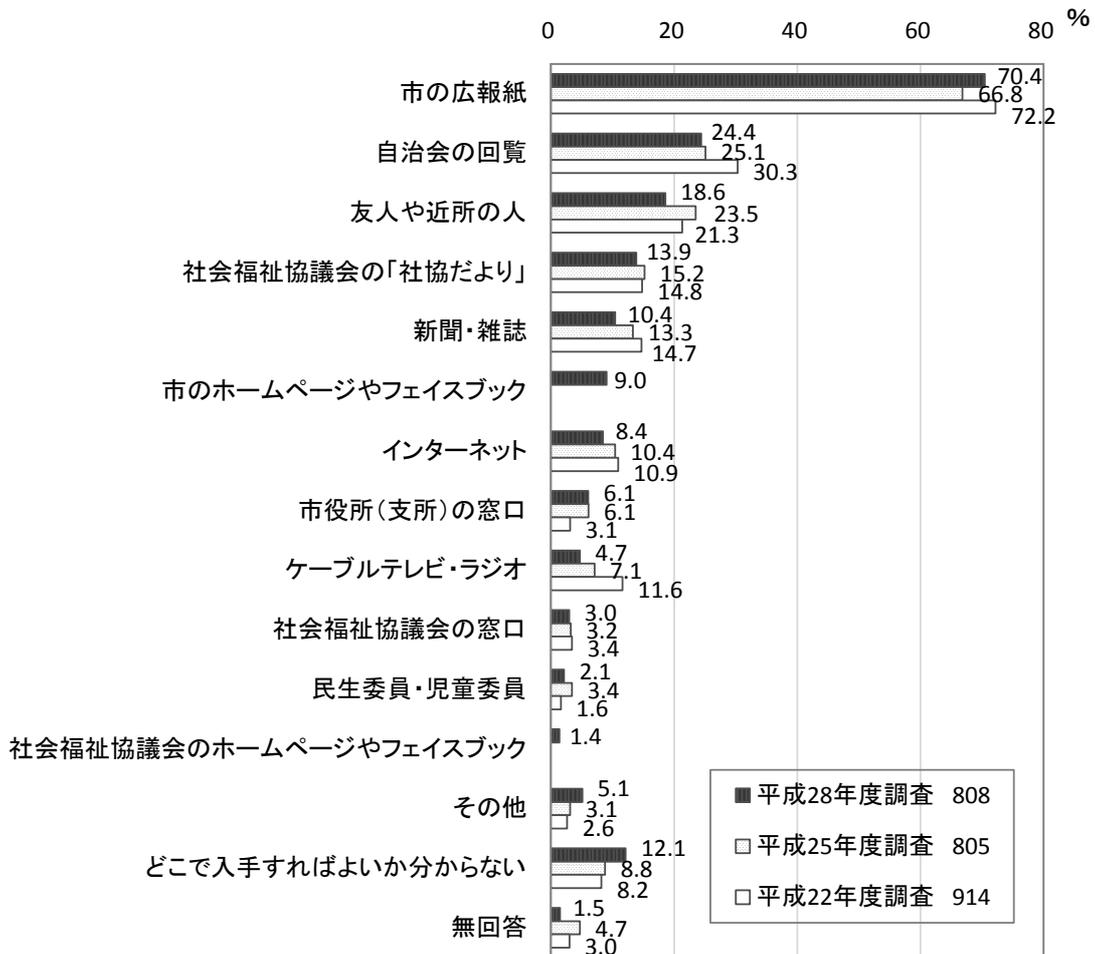
※援助が必要であるにもかかわらず、自発的に申出をしない人びとに対して、公共機関等が地域に出向いて手を差しのべること。

2 地域の連携で安心を生み出す環境づくり

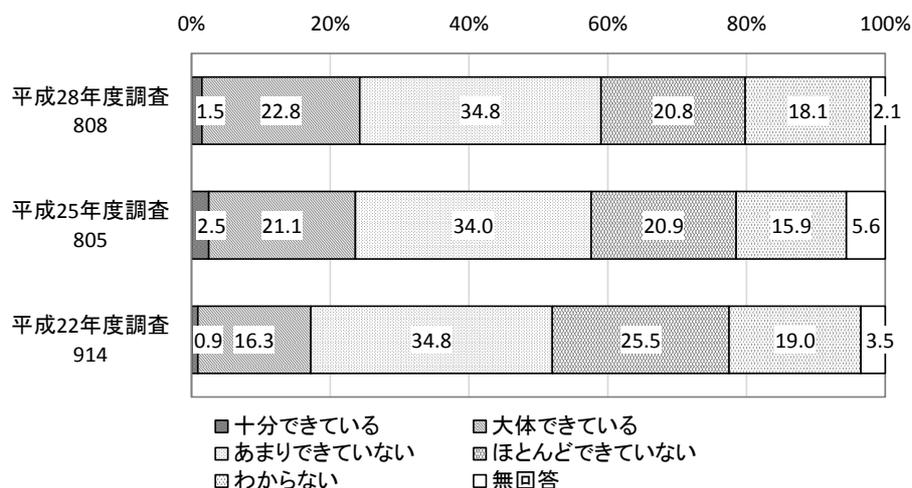
(1) 情報提供の充実

【現状と課題】

- 社会情勢の変化等により、近年の地域福祉に関する課題は多様化し、内容も複雑になってきています。これまで本市では、アパート等の入居者を含めた市域を対象に、広報媒体等を活用した福祉情報の提供を続けてきました。また、福祉に関する相談窓口である総合保健福祉センター「あいあい」において、福祉サービスに関する情報や、福祉・ボランティア団体の活動の取組内容を提供してきました。
- アンケート調査では、福祉サービスの情報入手の手段は、「市の広報紙」が70%を超えている一方で、「どこで入手すればよいか分からない」と回答した人が、平成25年度に比べ3.3ポイント増加しており、情報提供の手段や内容の改善が求められています。
- マイノリティ(少数者)の人については情報が少ないうえ、支援される側が情報を自ら開示せず、その存在が見えづらくなっています。一方では、「日中独居」、「虐待・DV」、「貧困」など、支援が必要であるにもかかわらず、地域の中に問題が隠れているケースが存在する可能性があります。
- これらに加え、福祉に関する制度はめまぐるしく変わり、分かりにくさを生んでいることが考えられるため、市民と福祉関係者への情報の提供方法を工夫する必要があります。



資料：市民アンケート（福祉サービスの情報入手経路）



資料：市民アンケート（福祉サービス情報の入手の程度）

【5年後のあるべき姿】

「福祉情報」が必要な人に、分かりやすい情報が提供されています。

【行政と社会福祉協議会の役割】

- 複数の福祉課題がある住民や福祉関係者に対して、必要な情報の提供を行います。

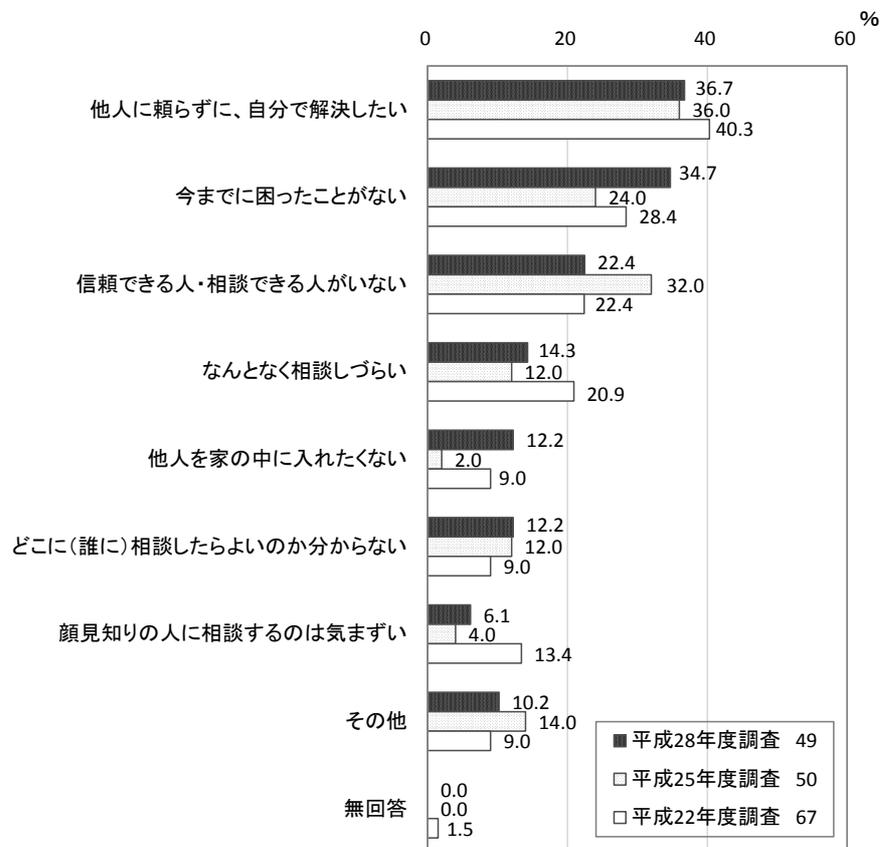
【取組内容】

- ① 地域福祉・福祉サービスに関する情報を一元化するとともに、「この人に聞けば分かる」、「ここに行けば分かる」など、分かりやすい提供方法を確立します。また、地域社会とのかかわりが薄い人には、個々のニーズに応じた福祉サービスの情報提供に努めます。
- ② 民生委員・児童委員や福祉サービス事業者などの福祉関係者に対しては、医療・介護の連携など、より詳細な情報の提供を図ります。
- ③ 潜在化している地域の福祉課題を掘り起こし、本人や家族、支援者に対して適切な情報を提供できるしくみを検討します。

(2) 福祉サービスの向上と相談体制の充実

【現状と課題】

- 団塊の世代が後期高齢者に達する 2025 年問題が目前に迫っている中、本市の 2025 年の将来推計人口は、総人口が 50,126 人、総世帯数が 20,369 世帯と予測しており、年齢別では、年少人口（0～14 歳）が 7,183 人、生産年齢人口（15～65 歳未満）が 29,571 人、老年人口（65 歳以上）が 13,372 人で、少子高齢化が進行することが見込まれています。
- 本市では、市民の悩みや困りごとに応えるため、民生委員・児童委員、福祉委員と連携し、相談・解決できる環境づくりに努めてきました。市民の悩みや困りごとを解決に結びつけるためには、困っている市民を早期に発見し、相談ができる環境づくりが重要となります。
- アンケート調査では、困ったときに相談しない理由について、「信頼できる人、相談できる人がいない」と回答した人は 22%を超え、また、「どこに(誰に)相談したらよいか分からない」人は 12%を超えており、一人で悩みを抱え込まないよう、誰もが安心して暮らせる地域づくりのため、相談体制の充実が求められています。
- 福祉制度と行政組織が「縦割り」である一方で、支援の必要な人が抱える課題は多様かつ、複合的である場合が多く、「横断的」な対応が必要となります。また、地域における相談相手としての民生委員・児童委員や福祉委員の存在は不可欠であることから、広くその存在を伝えていく必要があります。
- 社会福祉法の改正(平成 29 年 4 月以降)により、社会福祉法人は、これまで以上に地域社会における福祉の中心的な役割を担うことが求められています。そのため、公益性や非営利性の観点からも、より一層の地域社会への貢献を促す必要があります。



資料：市民アンケート（困ったときに相談しない理由）

【5年後のあるべき姿】

多様で複合的な悩みや困りごとに「丸ごと※」対応できる相談体制が確立されており、また、市内にある社会福祉法人は、地域とのかかわりが深まっています。

【行政と社会福祉協議会の役割】

- 地域とともに福祉課題を解決するしくみをつくりながら、公的な福祉サービスとともに個別のニーズに応じた地域での福祉サービスが提供できるよう、支援を行います。

【取組内容】

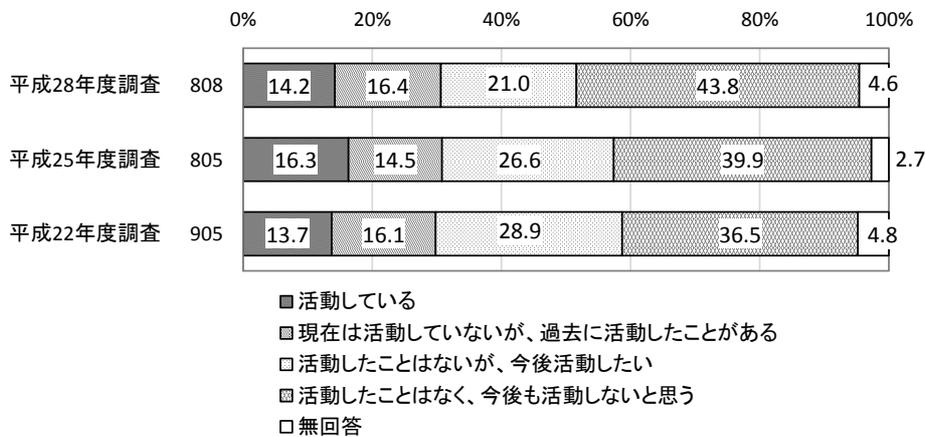
- ① 社会福祉法人による地域における公益的な取組を促し、これらを通じた社会福祉の充実を図ります。
- ② 地域福祉・福祉サービスに関するあらゆる相談を受け付けられる総合相談窓口の設置に向けて、相談体制の構築を図ります。
- ③ 地域における民生委員・児童委員等が、身近な場で相談ごとを受けられる体制をつくるとともに、必要な場合に必要な機関につながるしくみづくりを進めます。
- ④ 地域のニーズや課題をくみ取り、その解決を図るため、地域まちづくり協議会の福祉委員会を単位とした地域福祉課題検討会議が開催できるよう支援します。

※「他人事」になりがちな地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組むしくみとして、地域づくりの取組の支援と、公的な福祉サービスへのつながりを含めた「丸ごと」の総合相談支援の体制整備（対象者ごとに整備された「縦割り」の公的福祉サービスも含む。）を進めていくこと。

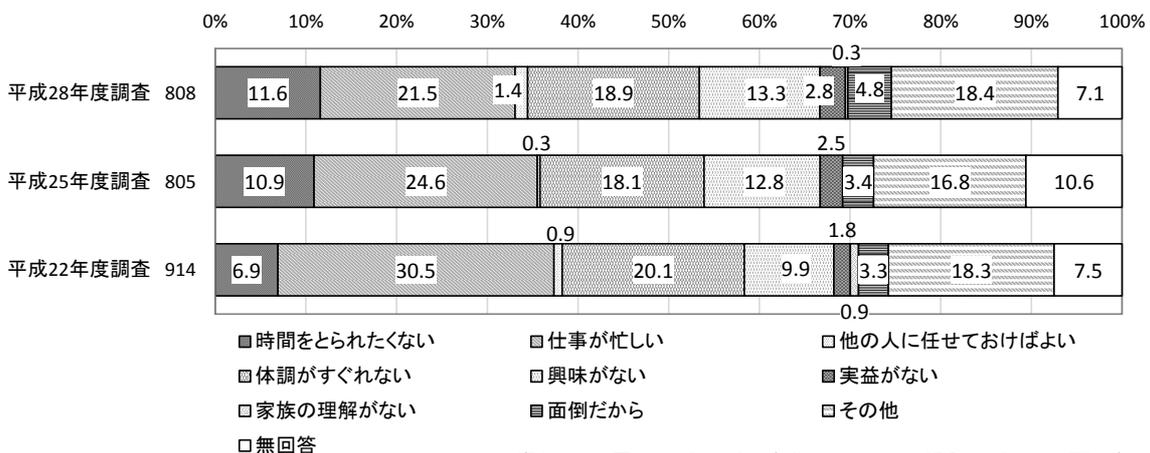
(3) 地域福祉・ボランティア活動の推進

【現状と課題】

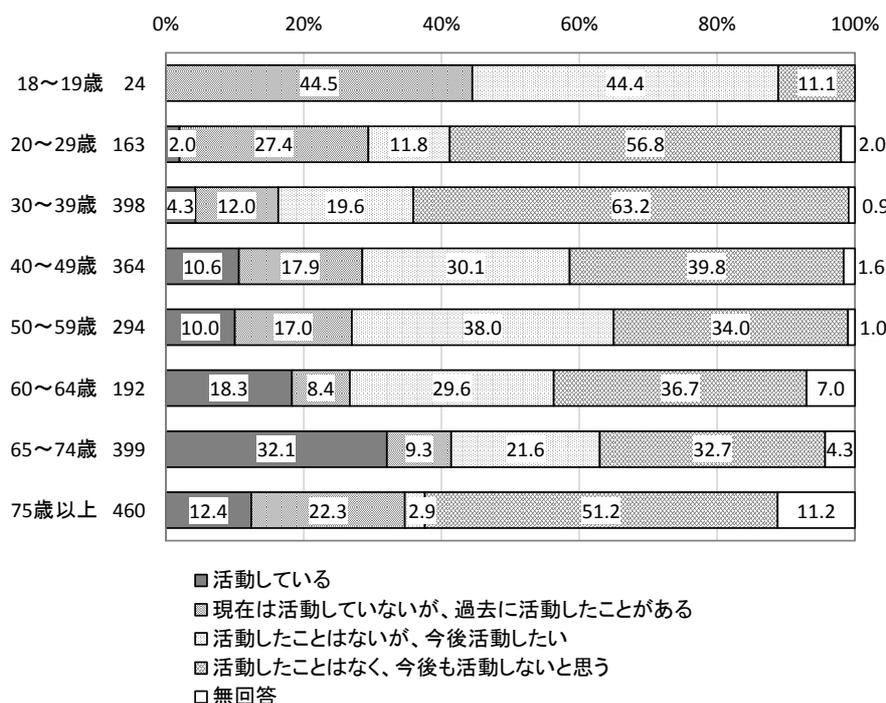
- 地域での福祉活動は、担い手が固定化・高齢化してきており、地域によっては次の世代(団塊の世代等)へのバトンタッチができていないところがあるなどの課題が挙げられ、活動を担う人材の発掘・育成への取組が大きな課題となっています。また、ボランティアとして参加している地域住民により地域福祉活動は支えられており、まちづくりのあらゆる分野における市民の参画は、必要不可欠なものとなっています。
- 本市では、市民のボランティア精神の醸成に向けた普及啓発を行いつつ、自分がやれる範囲で参加できるよう、ボランティア活動へのきっかけづくりを進めてきました。一方で、市民活動応援交付金制度の創設等、市民団体が活動しやすい環境づくりを推進するとともに、サロン等の活動を展開してきました。
- アンケート調査では、平成 28 年度のボランティア活動の経験は、「活動したことはなく、今後も活動しないと思う」と回答した人が、平成 22 年度に比べ 7.3 ポイント増えています。特に 60～64 歳の人、平成 25 年度調査と比較し、6.5 ポイント増加し、就労年齢の高齢化が起因していると推察されます。また、ボランティア活動をしない理由は、「時間を取られたくない」と「興味がない」が増加していることから、ボランティアへの意欲を高め、活動につなげていく必要があります。一方で、65～74 歳の人では、ボランティア活動に前向きな人が増加しており、この年代を対象として、ボランティアに参加するきっかけづくりが求められます。
- 高齢者や障がい者、子育て世帯など、支援を必要とする人に対して、地域における活動方法を工夫しながら、地域のさまざまな資源を生かした支え合う関係づくりが必要であり、地域福祉活動やボランティア活動が活発に展開されるための支援体制を地区単位で構築することが求められます。



資料：市民アンケート（ボランティア活動の実施状況）



資料：市民アンケート（ボランティア活動をしない理由）



資料：市民アンケート（年齢別ボランティア活動の実施状況）

【5年後のあるべき姿】

住民主体のさまざまな福祉活動が活発化し、住民がボランティアとなって困りごとが解決できる地域づくりが進んでいます。

【行政と社会福祉協議会の役割】

- さまざまな機会や情報の提供に努めるとともに、ボランティアの育成や地域でのボランティア活動の促進を図ります。

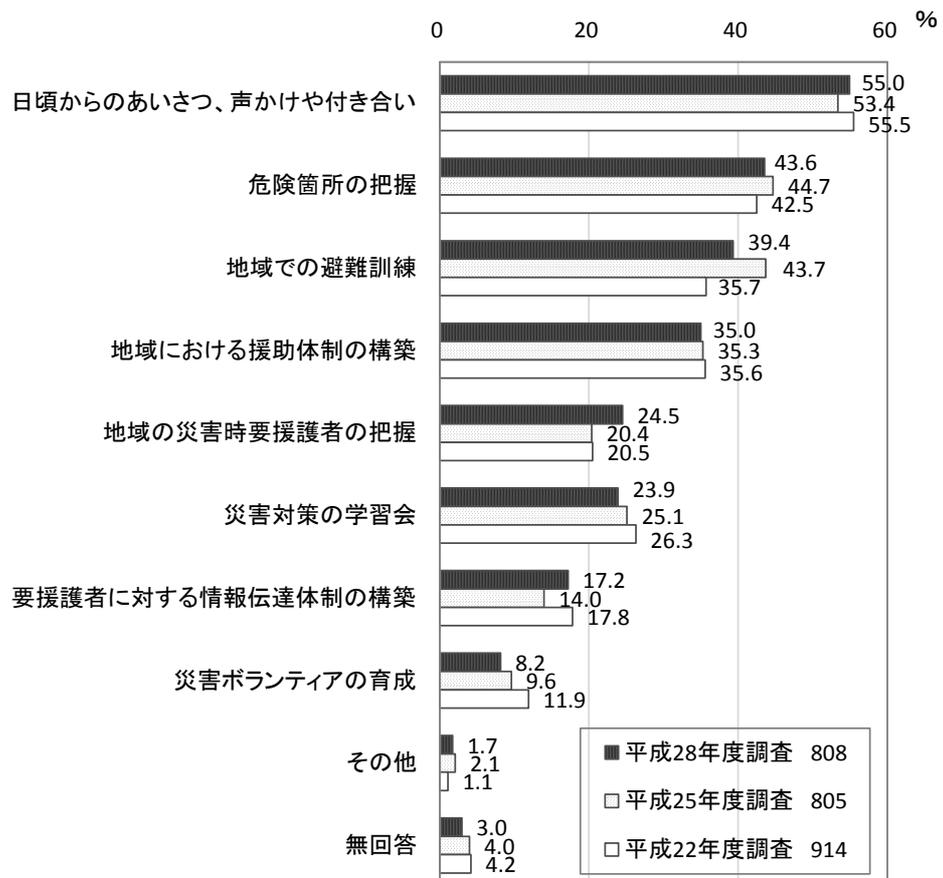
【取組内容】

- ① 「支える側」として、団塊の世代をはじめとした元気な高齢者が活躍できるよう、ボランティア活動の動機付けとなるボランティアポイント制の導入を検討します。
- ② 日常生活のちょっとした困りごとに対する支え合いにもつながるしくみづくりを進めます。
- ③ 福祉サービス・イベント時における資材の貸出等、地域福祉活動を下支えするサポート体制づくりを進めます。
- ④ 地域における住民交流や介護予防、子育て支援につながるサロン活動を支援します。
- ⑤ 認知症高齢者や要保護児童などを、家族だけでなく、地域全体で支える支援のしくみを構築します。

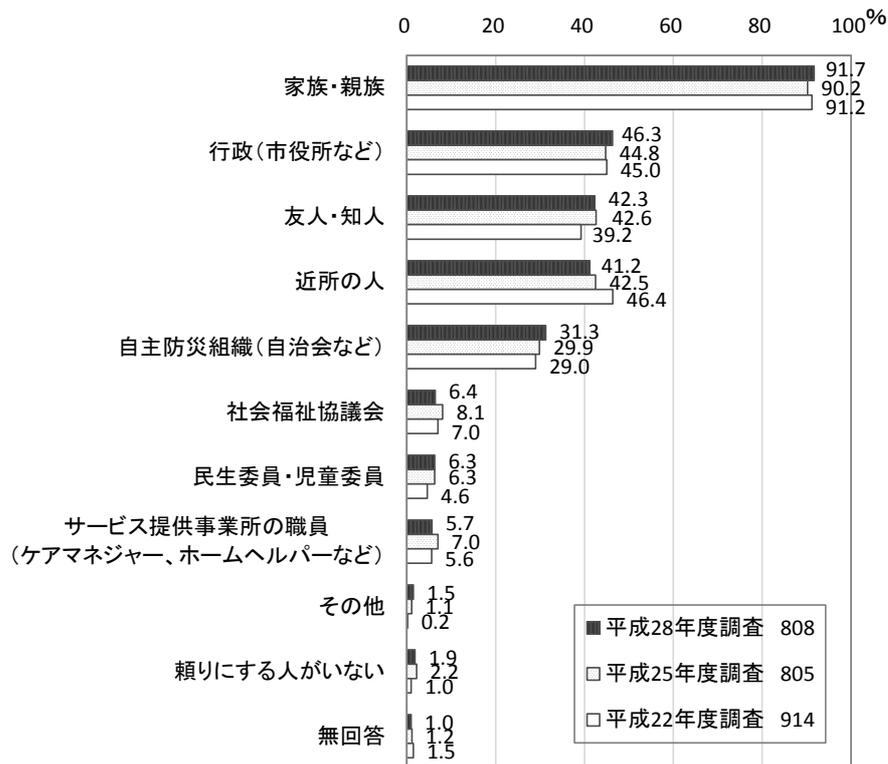
(4) 地域の防災対策の充実

【現状と課題】

- 災害が起きた場合には、地域の中での支え合い・助け合いが重要となり、高齢者や障がいのある人、子育てをしている世帯、外国籍住民など、支援を必要としている人が安心して生活ができるよう、日頃から災害に対する備えや体制づくりが求められています。
- 本市では、地域の住民団体やボランティアなどと連携した防災対策に取り組んできました。また、災害時要支援者登録台帳の整備により、災害発生時に支援が必要とされる人びとの把握に努めてきました。
- アンケート調査では、災害時の備えとして重要なことについて、東日本大震災や熊本地震の影響もあり、「地域の災害時要支援者の把握」が、平成 22 年度及び平成 25 年度に比べ、4.0 ポイント以上増加しています。また、被災後の生活で頼りにする人については、「家族・親族」が 9 割を超え、次いで「行政」、「友人・知人」、「近所の人」がそれぞれ4割を超えています。
- 本市では、災害時要支援者登録台帳の整備を進めてきましたが、支援の実効性を高めるためには、登録内容の適切な更新・管理を図り、高齢者や障がい者などの中で真に支援の必要な人を把握する必要があります。また、災害ボランティアの育成・養成に取り組むとともに、地域の防災体制の充実を図ることが求められています。



資料：市民アンケート（災害時の備えとして重要なこと）



資料：市民アンケート（被災後の生活で頼りにする人）

【5年後のあるべき姿】

地域では、「共助」の力で防災の日常化が図られており、災害が起こっても地域で住民の安全が確認されています。

【行政と社会福祉協議会の役割】

- 密接な連携・協力体制のもと、地域の特性に応じた防災体制の構築を図ります。

【取組内容】

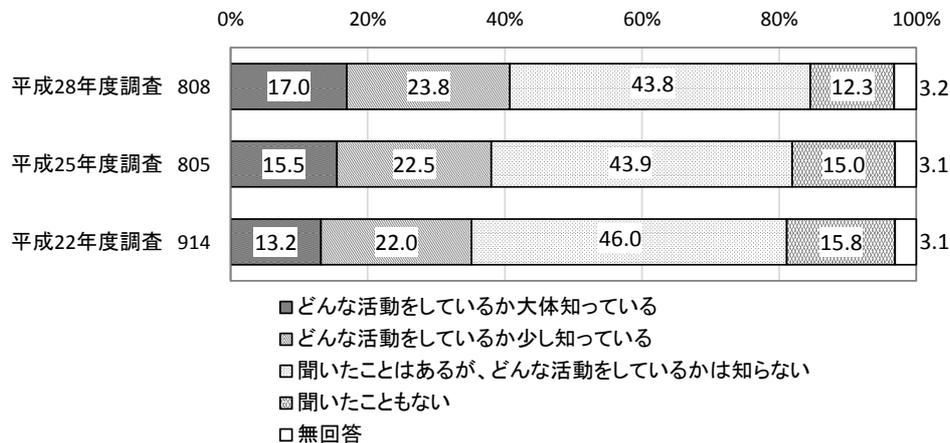
- ① 大規模な災害の発生に備え、自治会等の避難支援者の協力を得て、支援者名簿を再構築するとともに、避難行動要支援者への支援対策の実効性をより高められるよう、見直しを図っていきます。
- ② 地域の特性に合わせて、民生委員・児童委員、福祉委員などを中心とした、日頃からの安否確認体制の構築を図るとともに、避難行動要支援者一人ひとりに合わせた個別計画の策定に努めます。
- ③ 大規模な災害が発生した場合に災害ボランティアによる災害復旧の支援がスムーズに受け入れられるよう、地域の「受援力[※]」を高めます。

※被災した地域の自治体や住民が、他地域からの援助を受け入れる能力のこと。

(5) 関係機関の連携強化

【現状と課題】

- 公的な福祉サービスは、制度が整備され質量ともに支援の充実が図られてきました。しかし、個人や世帯で複数の分野にわたる問題を抱え、複合的な支援を必要とする場合など、縦割りで整備された公的な支援だけでは対応が困難なケースが浮き彫りとなってきています。
- 本市では、高齢者を一体的に支援するための地域包括支援センターの体制強化や、社会福祉協議会における生活困窮者の自立相談支援窓口の設置など、相談・支援体制の充実に努めてきました。
- 平成 26 年から運用を開始した亀山市在宅医療連携システム「かめやまホームケアネット」では、亀山医師会をはじめとした多くの専門職との連携の強化を図りながら、医療センターと地域包括支援センターとが連携して在宅医療・介護に対応できるよう、専任職員を配置する等、地域包括ケアシステムのマネジメント機能の強化にも取り組んできました。今後、高齢者が増加していく一方で、一般病床の削減が進められているなど、地域における在宅医療のニーズが高まっているため、さらなる医療・介護連携の推進が求められます。
- 社会福祉協議会の活動に関するアンケート調査では、「どんな活動をしているか大体知っている」と「少し知っている」を合わせると 40.8%となり、認知度は年々向上してきています。今後、社会福祉協議会を中心に地域の社会資源を有効に活用し、地域の課題解決に取り組んでいく必要があります。
- 地域まちづくり協議会では、多様な主体が地域の課題に向けて連携・協力する取組が始まってきています。地域まちづくり協議会を中心として、社会福祉協議会等と連携しながら多様化・複合化した福祉課題解決のためのしくみづくりが求められています。



資料：市民アンケート（社会福祉協議会の活動の認知状況）

【5年後のあるべき姿】

多職種及び多機関が有機的に連携できる体制が整っています。

【行政と社会福祉協議会の役割】

- 地域まちづくり協議会、福祉関係事業者、保健・医療分野の専門職などとの連携を強化し、地域の福祉課題の解決に努めます。

【取組内容】

- ① 地域における福祉課題を解決するため、地域を支援するコミュニティソーシャルワーク^{※1}が全市で行える体制づくりに努めます。
- ② 地域が抱える多様な課題に応えるため、ボランティアコーディネーターや生活支援コーディネーター^{※2}などの活動を推進し、地域の包括的な支援体制を構築します。
- ③ 地域住民だけでは解決が困難な課題については、保健・医療分野をはじめとする専門職や関係機関などの協力のもと、課題の解決を図る体制を整えます。

※1 地域において生活上の課題を抱える個人や家族に対する「個別支援」と、それらの人びとが暮らす生活環境の整備や住民の組織化などの「地域支援」をチームアプローチによって統合的に展開・実践する援助。その中心となるのがコミュニティ・ソーシャルワーカー（CSW）である。

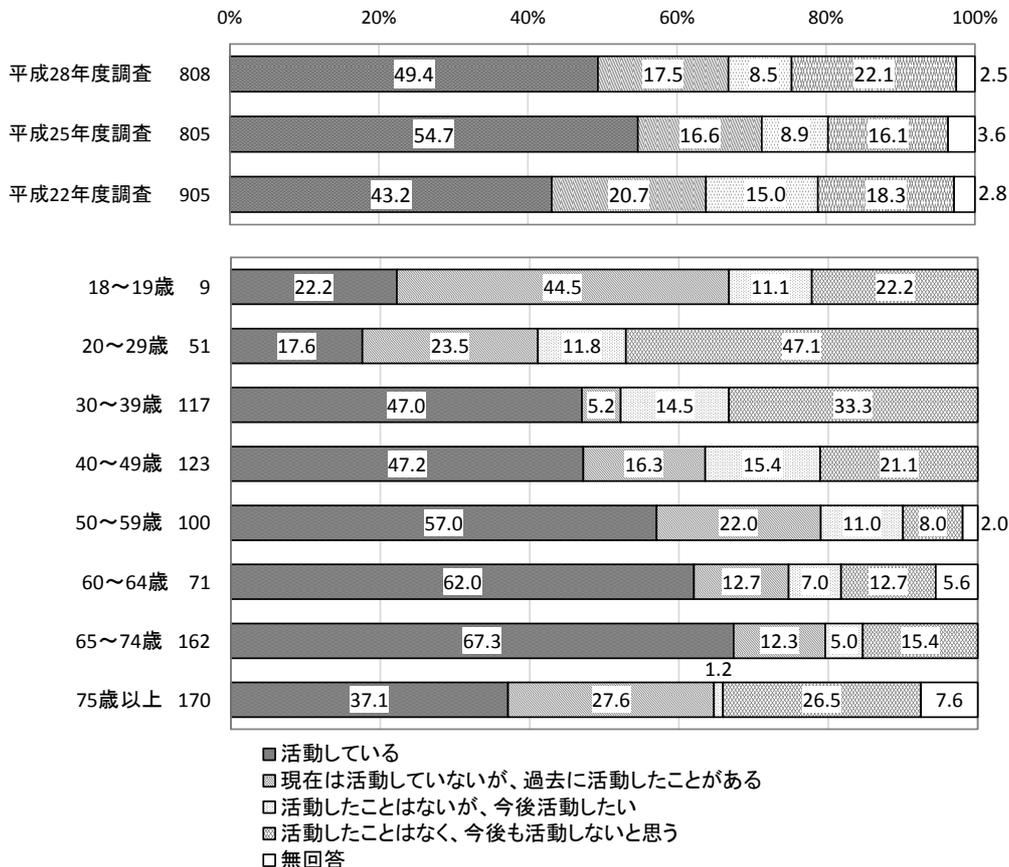
※2 地域包括支援センターへの配置が義務化されている「地域支え合い推進員」のこと。高齢者の生活支援と介護予防の基盤構築に向けたコーディネーター機能を果たす大きく3つの役割（「地域で不足している高齢者に向けたサービスを新たに発掘・開発（生活支援の担い手の育成含む）」、「ネットワークの構築」、「ニーズと取組のマッチング」）を担っている。

3 身近な地域での助け合い・支え合い活動の促進

(1) 地域活動の充実

【現状と課題】

- 高齢化や人口減少の急速な進行を背景に、本市の高齢者世帯（ひとり・ふたり暮らし）は平成23年度1,321世帯から平成28年度1,872世帯に、ひとり暮らし高齢者数は平成23年度1,207人から平成28年度1,459人に増加しています。市の人口ビジョンでは、今後、人口規模の減少から集落やコミュニティを維持する力が低下していくと予想しています。
- 本市では、自治会連合会や地域まちづくり協議会への支援などにより、地域活動の支援を図ってきました。また、社会福祉協議会による地区福祉委員会意見交換会やふれあい・いきいきサロン、子育てサロン交流会などにより、情報交換や交流を深める活動が実施されてきました。
- 地域活動の参加状況を尋ねたアンケート調査では、「活動をしたことはなく、今後とも活動しないと思う」と回答した人が、平成25年度調査と比較すると6.0ポイント増加し、地域活動の参加に消極的な人が増加していることが伺えます。このため、地域の人々が互いに声を掛け合いながら参加しやすい環境を整え、交流を深める活動を促進することが求められます。
- 地域まちづくり協議会の拠点となる地区コミュニティセンター等については、活動につながる施設整備を実施してきました。今後も適切な維持管理や計画的な整備などの対応が求められています。
- 地域住民が地域の課題を共有し、その課題を解決するため、地域の資源活用の工夫が求められています。



資料：市民アンケート（地域活動の参加状況）

【5年後のあるべき姿】

地域における集いの場や交流の機会が大切にされ、身近な地域での住民相互のつながりが深まっています。

【行政と社会福祉協議会の役割】

- 住民一人ひとりが地域社会の一員として自覚を持ち、地域での活動が広がるよう支援します。

【取組内容】

- ① 小地域による福祉拠点としての活用促進を図るため、地区コミュニティセンター等の機能を充実します。
- ② 地域で生活する人の相互理解や連帯感を醸成するため、世代を越えて交流する地域行事等の開催を促進します。
- ③ 教育委員会と連携して、コミュニティスクール(学校運営協議会)^{※1} や青少年市民会議の「愛の運動(登下校時の見守り活動)」などを活用し、垣根なく誰もが自然に参加する「あいさつ運動」を展開します。
- ④ 地域の課題を解決するコミュニティビジネス^{※2} のしくみづくりを検討します。

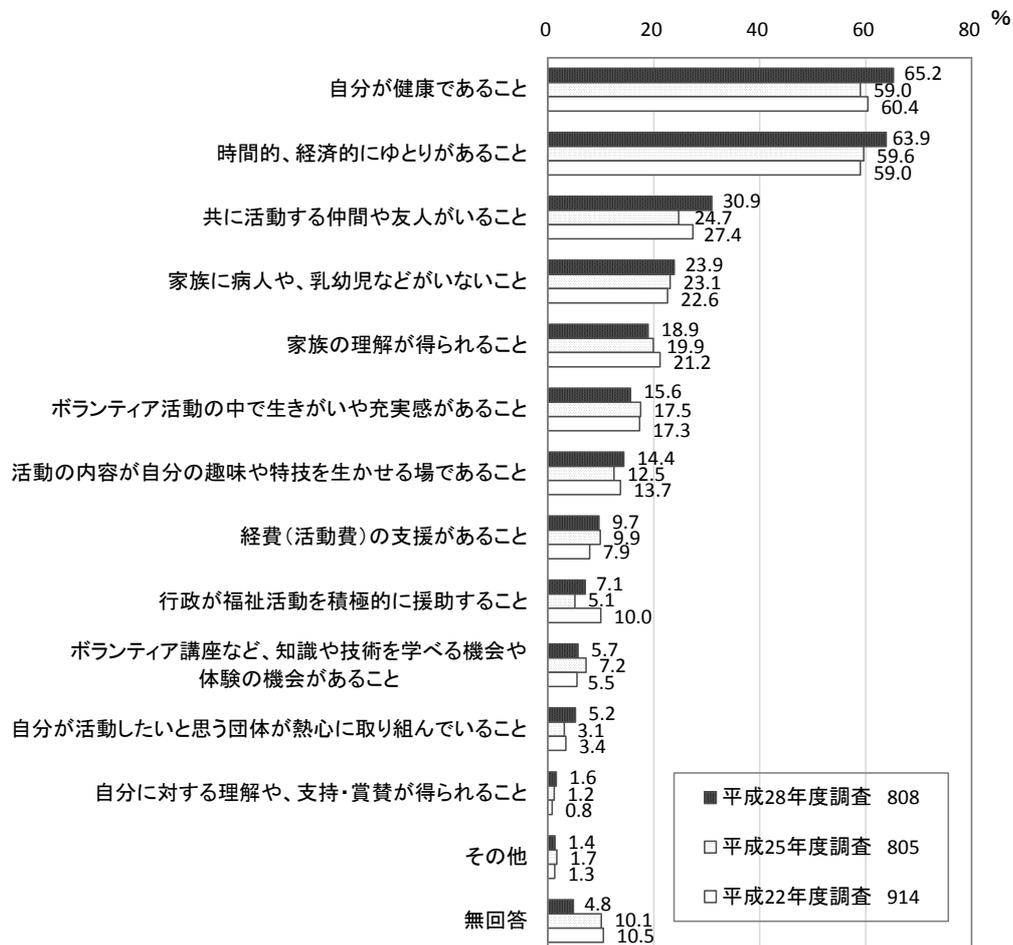
※1 学校と保護者や地域の人がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子供たちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める法律(地教行法第47条の6)に基づいたしくみのこと。

※2 地域の住民を中心に組織し、企業や行政機関の対応しにくい生活者の需要を掘り起こして展開する事業(収益を上げるだけでなく、社会奉仕の要素も強い)。

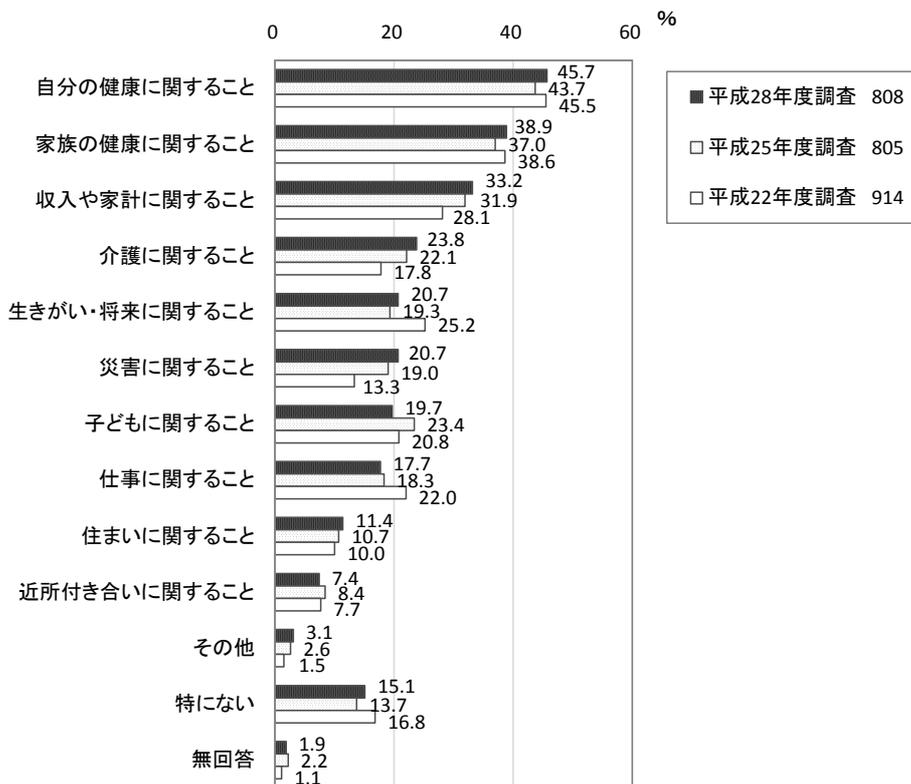
(2) 健康づくり・生きがいづくり

【現状と課題】

- 生活環境の改善や医学の進歩などによって平均寿命が延びている現代社会において、住み慣れた地域での生活を続けていくためには、何より一人ひとりが健康に過ごすことが重要です。また、このような社会情勢を背景に、定年後の生活スタイルは多様化しており、高齢者等を中心とした働くことができる人の就労の促進が求められています。
- 本市では、健康を都市機能のすべてで守るという世界保健機関（WHO）が提唱する『健康都市』の考え方に賛同し、健康都市連合に加盟しており、地域の健康づくり活動の促進を支援しながら、市民の健康づくりに対する意識を高めてきました。また、行政出前講座や環境、文化、健康福祉など幅広い分野での学習講座を設け、生涯を通じた学びの機会により、生きがいづくりや地域課題の解決に向けた人材育成を行ってきました。
- アンケート調査では、ボランティア活動を進めていくうえで必要な条件として、「自分が健康であること」、「時間的、経済的にゆとりがあること」がいずれも6割を超え上位を占めています。また、普段の暮らしの中で悩みや不安、困っていることについては、「自分の健康に関すること」が平成25年度調査と同水準の45.7%で、最も高くなっています。
- これらのことから、市民の自主的な健康づくり活動が地域活動の活性化につながるよう支援する必要があります。また、高齢者が定年後も新たな活躍の場を得て、いきいきと地域で生活ができるよう、現役世代のときから就労とは別の生きがいを見出し、生活の豊かさを高める機会を増やしていくことが必要です。



資料：市民アンケート（ボランティア活動を進めていくうえで必要な条件）



資料：市民アンケート（普段の暮らしの中で悩みや不安、困っていること）

【5年後のあるべき姿】

生きがいづくりに向けてさまざまな活動が展開され、一人ひとりが、健康でいきいきと地域で暮らしています。

【行政と社会福祉協議会の役割】

- 住民どうしがお互いに平等の立場で、支える側、支えられる側に立ち、地域で役割を果たせるよう、健康で生きがいを感じることをのぞける活動を支援します。

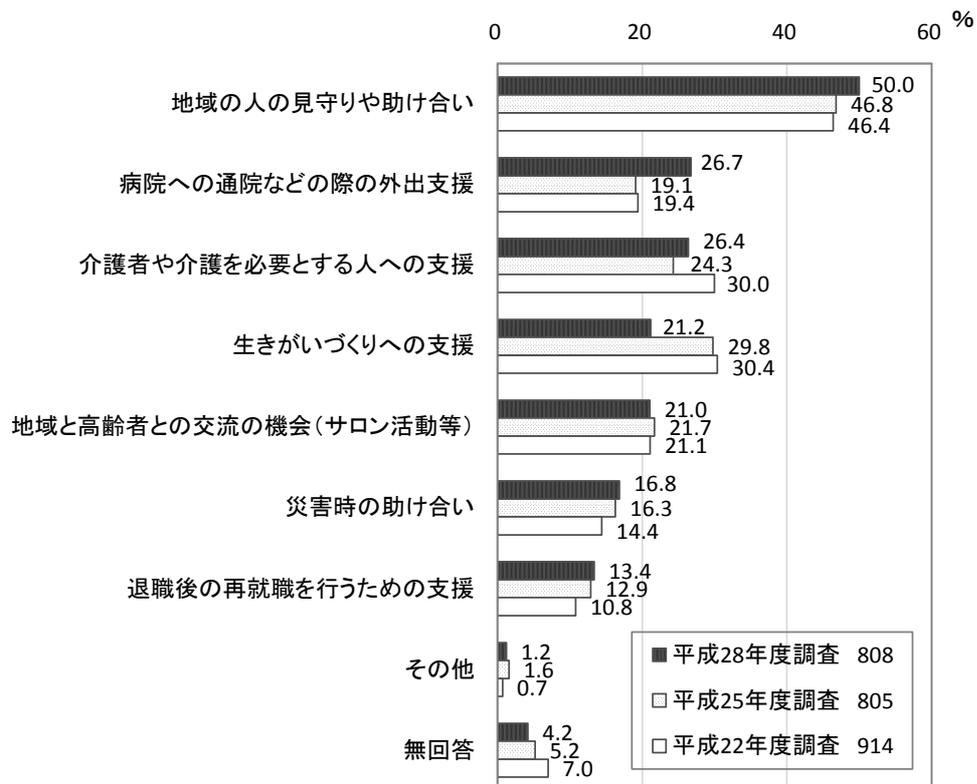
【取組内容】

- ① 健康づくり活動が日常生活の中で習慣化し、家庭や地域ぐるみの自主的な健康づくりが生活様式となるよう支援します。
- ② 地域において、住民が世代や背景を越えてつながり、生活における楽しみや生きがいを見出す機会となる住民の主体的な活動を支援します。
- ③ 高齢者の生きがいづくりや健康増進などを進めるとともに、住民同士の交流や活動の機会を通じて心身ともに健康に暮らせる環境を整えます。
- ④ 子どもから高齢者までの学びの成果を生かした世代間交流を通じて、誰もが地域に参画して生きがいを感じられる「居場所づくり」を推進します。

(3) 助け合い・支え合い活動の充実

【現状と課題】

- 高齢化や生涯未婚率の上昇、離婚の増加などにより、高齢者をはじめとする単身世帯や高齢夫婦のみの世帯、ひとり親世帯などが増加しています。また、人間関係も希薄化する傾向にあり、日常のさまざまな場面における「つながり」の弱まりを背景に、「社会的孤立」や「制度のはざま」などの問題が表面化してきています。
- 本市では、地域での人と人とのつながりを基本とし、顔の見える関係づくり、ともに生き支え合う社会をめざして、社会福祉協議会や民生委員・児童委員、福祉委員などと連携して地域福祉の推進を図ってきました。
- 高齢者が社会参加しやすいように、地域として取り組むべきことを尋ねたアンケート調査では、「地域の人の見守りや助け合い」が3.2ポイント、「病院への通院などの際の外出支援」が7.6ポイント、平成25年度調査より増加しました。
- 本市においても、高齢化に伴い、普段の生活において自分でできないことが増えることが想定されるとともに、高齢者世帯（ひとり・ふたり暮らし）が増えていることから、日常生活を支える必要性が高まっています。また、坂が多いという本市の地理的特性から、距離的に遠くなくても歩いて行くことができない地域があり、身体障がい者や高齢者にとって日常生活に支障が生じるおそれがあります。今後も地域の高齢化が進むことから、それらの人を支援する必要があります。



資料：市民アンケート（高齢者が社会参加しやすいように地域として取り組むべきこと）

【5年後のあるべき姿】

隣近所がお互いに助け合っており、さまざまな活動により支え合いが継続されています。

【行政と社会福祉協議会の役割】

- 支援を必要とする人を身近な地域で支えることができるよう、助け合い・支え合いの風土を醸成します。

【取組内容】

- ① ボランティアやサロン活動(福祉、介護、健康、音楽療法など)を活発化し、居場所づくりになげられるよう、社会福祉協議会と連携しながら、活動のノウハウの普及に努めます。
- ② 買い物支援や困りごと支援など、近所における助け合いや支え合い活動を活性化させるしくみの構築に向けて支援します。
- ③ 支援が必要な人への声かけ活動や見守り活動など、民生委員・児童委員等の地域福祉の担い手の活動を支援します。

第5章 計画の推進にあたって

1 数値目標の進捗管理

本計画の基本理念(めざす姿)を実現していくために、基本目標にかかる数値目標を定め、取組の進捗状況を確認・検証し、計画の着実な推進をめざします。

【基本目標1】地域福祉を支える人材の育成と自立支援の推進

項目	現状値	目標値 (平成33年度)	備考 (現状の根拠)
地域活動での役割を何か担っている人の割合	17.2%	35%	平成27年度_第2次総合計画市民アンケート調査
住民がお互いに助け合えるまちづくりの満足度	47.6%	55%	平成28年度_第2次地域福祉計画市民アンケート調査
市ボランティアセンター登録者数及びボランティア数(地域の担い手含む)	751人	900人	

【基本目標2】地域の連携で安心を生み出す環境づくり

項目	現状値	目標値 (平成33年度)	備考 (現状の根拠)
福祉サービスに関する情報提供の満足度	46.1%	50%	平成28年度_第2次地域福祉計画市民アンケート調査
気軽に相談できる人・場の充実の満足度	39.7%	45%	
ふれあい・いきいきサロン活動、子育てサロン及びコミュニティサロンの設置団体数	60団体	110団体	
ちょっとした困りごと相談ができる場所の数	—	10箇所	地域まちづくり協議会

【基本目標3】身近な地域での助け合い・支え合い活動の促進

項目	現状値	目標値 (平成33年度)	備考 (現状の根拠)
隣近所の方とあいさつをしている人の割合	69.1%	90%	平成28年度_第2次地域福祉計画市民アンケート調査
悩みや不安、困ったことがあるときに相談しない人の割合	6.1%	5%	
地域活動に参加しない人の割合	30.6%	25%	

※アンケート結果をもとにした目標の評価は、前期基本計画の最終年度に実施します。

2 計画の進行管理

(1) 計画の周知・啓発

本計画は、行政出前講座や市ホームページなどを通じて、市民に周知・啓発を行います。特に、地域まちづくり協議会に対しては、本計画で示した計画の考え方(基本理念、基本目標など)や取組内容などを全地区で説明します。

(2) 計画の推進・評価

進行管理は、市と社会福祉協議会により、毎年、市内22地区の地域まちづくり協議会・福祉委員会への地域福祉活動に対するヒアリングを行うとともに、市関係部局及び社会福祉協議会の取組内容について、PDCA(計画・実行・評価・改善)のサイクルに基づき、進捗状況の確認を行うこととし、その結果を亀山市地域福祉推進委員会に報告し検証を行うものとします。

なお、それぞれの取組内容については、地域まちづくり協議会・福祉委員会との協働、住民の理解、参加度合いなどを含め、地域福祉の視点で総合的に評価することとします。

(3) 社会福祉協議会との連携

社会福祉協議会は、本市の地域福祉を担う中心的な団体として位置づけられ、社会福祉を目的とする事業の企画、実施、普及、助成など、地域に密着しながら地域福祉を推進するためのさまざまな事業を行っています。

本計画の基本理念及び基本目標を達成するためには、地域福祉活動への住民参加をはじめとして、計画の各分野において社会福祉協議会が大きな役割を担うことが期待されます。

このため、社会福祉協議会が策定する第2次地域福祉活動計画の取組と整合性を図るとともに、進捗状況や評価を共有しながら、本市の地域福祉を推進します。

(4) 公表

進捗状況等については、市ホームページ等にて公表します。



資料編（参考資料）

資料編(参考資料)

1 策定までの経過

年月日	会議名等	主な内容
平成 28 年 8月 25 日	第1回亀山市地域福祉計画 推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域福祉計画の進捗状況及び評価について ■ 次期計画の策定に向けて
12月 12 日	第2回亀山市地域福祉計画 推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域福祉計画の評価について ■ 市民アンケート調査について ■ 団体ヒアリングについて
12月 16 日 ～ 平成 29 年1月 16 日	市民アンケート調査実施	<ul style="list-style-type: none"> ■ 市内在住の 18 歳以上から 2,000 人を無作為抽出
1月 12 日 ～ 2月 14 日	ボランティア団体等への アンケート実施	<ul style="list-style-type: none"> ■ 29 団体へのアンケート調査を実施
1月 30 日 ～ 2月 14 日	地域福祉計画に関する 団体との意見交換会	<ul style="list-style-type: none"> ■ 10 団体のヒアリングを実施
3月 14 日	第3回亀山市地域福祉計画 推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> ■ 市民アンケート調査結果について ■ 地域福祉関係団体との意見交換会及びアンケート結果について ■ 亀山市における地域福祉課題の整理と基本的な考え方について
5月 17 日	第1回亀山市地域福祉推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> ■ 委嘱状の交付(委員紹介) ■ 地域福祉推進委員会の設置について ■ 第2次地域福祉計画(骨子案)について ■ 今後のスケジュールについて
7月 25 日	第2回亀山市地域福祉推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> ■ 第2次地域福祉計画(中間案)について
8月 24 日	第3回亀山市地域福祉推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> ■ 第2次地域福祉計画(最終案)について
9月〇日(予定) ～ 10月〇日(予定)	パブリックコメント実施	<ul style="list-style-type: none"> ■ 30 日間
平成 29 年 10 月 (予定)	第2次亀山市地域福祉計画 策定	

2 関係規程

亀山市地域福祉推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条の規定に基づく亀山市地域福祉計画(以下「計画」という。)の策定及び当該計画に定める施策(以下「施策」という。)の推進その他地域福祉の推進に資するため、亀山市地域福祉推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 計画の策定に必要な調査及び検討に関すること。
- (2) 施策の評価及び検証に関すること。
- (3) 社会福祉法第55条の2の規定により社会福祉法人が策定する社会福祉充実計画の確認及び助言に関すること。
- (4) その他地域福祉の推進に関し市長が必要と認めること。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 公募により選出された者
- (3) 社会福祉サービスの利用等に関する支援事業を行う者
- (4) 社会福祉に関する地域活動団体に属する者
- (5) 社会福祉法人亀山市社会福祉協議会の代表者
- (6) 市職員
- (7) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、地域福祉室において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公表の日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日から平成30年11月30日までの間に委嘱され、又は任命される委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成30年11月30日までとする。

3 亀山市地域福祉推進委員会委員名簿

氏 名	要綱第3条第2項	所 属	役 職
蒔 田 勝 義	第1号該当 学識経験を有する者		委員長
名 越 一 大	第2号該当 公募委員		
川 村 久美子	第2号該当 公募委員		
南川 久美子	第3号該当 社会福祉サービスの利用等 に関する支援事業を行う者	障害者総合相談支援センタ ーあい基幹相談支援員	
明 石 澄 子	第4号該当 社会福祉に関する地域活動 団体に属する者	亀山市ボランティア連絡協 議会長	
佐 野 満 枝	第4号該当 社会福祉に関する地域活動 団体に属する者	亀山市民生委員児童委員 会協議会連合会長	
鈴 木 壽 一	第4号該当 社会福祉に関する地域活動 団体に属する者	亀山市地域まちづくり協議 会連絡会議 会長	副委員長
中 坪 務	第4号該当 社会福祉に関する地域活動 団体に属する者	亀山市自治会連合会	
渡 邊 勝 也	第4号該当 社会福祉に関する地域活動 団体に属する者	亀山市老人クラブ連合会	
榎 谷 英 一	第5号該当 亀山市社会福祉協議会の代 表者	亀山市社会福祉協議会長	
佐久間 利 夫	第6号該当 市職員	亀山市健康福祉部長	
伊 藤 早 苗	第6号該当 市職員	亀山市健康福祉部 子ども総合センター長	
小 森 達 也	第6号該当 市職員	亀山市健康福祉部 長寿健康づくり室長	

4 亀山市地域福祉計画アンケート調査結果について

1 アンケート調査について

(1)調査の目的

公的なサービスはもとより、地域住民の助け合い、支え合いによって、誰もが地域で安心して暮らすことのできる社会の実現をめざし策定する次期「亀山市地域福祉計画」のために、これまでの取組状況を評価し、計画策定の基礎資料とするべく、アンケート調査を実施しました。

(2)調査対象

亀山市在住の 18 歳以上の方から 2,000 人を無作為抽出

(3)調査期間

平成 28 年 12 月 16 日から平成 29 年 1 月 16 日

(4)調査方法

郵送による配布・回収

(5)回収状況

対象	配布数	回答数	有効回答率
市内在住の 18 歳以上の方	2,000 通	808 通	40.4%

(6)調査結果について

アンケート調査結果は、「第 4 章_地域福祉に関する取組の展開」の中で主なものを本文中に掲載しています。

回答は各質問の回答者数(N)を基数とした百分率(%)で示しており、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が 100.0%にならない場合があります。

なお、複数回答が可能な設問の場合、回答者が全体に対してどのくらいの比率であるかという見方になるため、回答比率の合計が 100.0%を超える場合があります。

第2次亀山市地域福祉計画

[平成29年8月]

発行 亀山市

〒519-0164 三重県亀山市羽若町545番地

亀山市総合保健福祉センター「あいあい」内

☎0595-84-3313 FAX0595-82-8180

e-mail : chiikifukushi@city.kameyama.mie.jp

■「第2次亀山市地域福祉計画」策定までのスケジュール(予定)

【凡例】 ○:決定、●:予定

		概 要
8月24日(木)	第3回亀山市地域福祉推進委員会	○第2次亀山市地域福祉計画(最終案:パブリックコメント案)について
9月中旬~10月中旬	パブリックコメント	●パブリックコメント実施(30日間)
10月末	第2次亀山市地域福祉計画 策定	●計画本冊の印刷、公開など

		概 要
平成30年3月頃	(仮称)地域福祉講演会	●第2次亀山市地域福祉計画、第2次亀山市地域福祉活動計画
4月頃	地域まちづくり協議会への説明	●地域福祉計画及び地域福祉活動計画の考え方や取組内容などを全地区で説明

成年後見制度利用促進基本計画のポイント

- ・成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号)に基づき策定
- ・計画の対象期間は概ね5年間を念頭(平成29年度～33年度)
- ・工程表を踏まえた各施策の段階的・計画的な推進 <別紙1参照> ※市町村は国の計画を勘案して市町村計画を策定
- ・計画に盛り込まれた施策の進捗状況の把握・評価等

(1) 利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善 <別紙2参照>

- ・財産管理のみならず、意思決定支援・身上保護も重視
- ・適切な後見人等の選任、後見開始後の柔軟な後見人等の交代等
- ・診断書の在り方の検討

(2) 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり <別紙3参照>

- ・権利擁護支援が必要な人の発見と早期からの相談
- ・後見人等を含めた「チーム」(注1)による本人の見守り
- ・「協議会」等(注2)によるチームの支援
- ・地域連携ネットワークの整備・運営の中核となる機関の必要性

- ・広報機能(権利擁護の必要な人の発見、周知・啓発等)
- ・相談機能(相談対応、後見ニーズの精査、見守り体制の調整等)
- ・利用促進(マッチング)機能
- ・後見人支援機能(チームによる支援、本人の意思を尊重した柔軟な対応等)
- ・不正防止効果

(3) 不正防止の徹底と利用しやすさとの調和 <別紙4参照>

- ・後見制度支援信託に並立・代替する新たな方策の検討(預貯金の払戻しについての後見監督人等の関与を可能とする仕組み)

注1: 福祉等の関係者と後見人等がチームとなって本人を見守る体制

注2: 福祉・法律の専門職団体が協力して個別のチームを支援する仕組み

成年後見制度利用促進基本計画の概要

基本計画について

- (1) 成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号)に基づき、成年後見制度の利用促進に関する施策の総合的・計画的な推進を図るために策定。
 - (2) 計画の対象期間は概ね5年間を念頭(平成29年度～33年度)。
 - (3) 国・地方公共団体・関係団体等は、工程表を踏まえた各施策の段階的・計画的な推進に取り組む。
- ※市町村は国の計画を勘案して市町村計画を策定。 <別紙1参照>

基本的な考え方及び目標等

(1) 今後の施策の基本的な考え方

- ① ノーマライゼーション(個人としての尊厳を重んじ、その尊厳にふさわしい生活を保障する)
- ② 自己決定権の尊重(意思決定支援の重視と自発的意思の尊重)
- ③ 財産管理のみならず、身上保護も重視。

(2) 今後の施策の目標

- ① 利用者がメリットを実感できる制度・運用へ改善を進める。
- ② 全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を図る。
- ③ 後見人等による横領等の不正防止を徹底するとともに、利用しやすさとの調和を図り、安心して成年後見制度を利用できる環境を整備する。
- ④ 成年被後見人等の権利制限に係る措置(欠格条項)を見直す。

(3) 施策の進捗状況の把握・評価等

基本計画に盛り込まれた施策について、国においてその進捗状況を把握・評価し、目標達成のために必要な対応について検討する。

総合的かつ計画的に講ずべき施策

(1)
利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善
— 制度開始時・開始後における身上保護の充実 —
＜別紙2参照＞

- 高齢者と障害者(本人)の特性に応じた意思決定支援を行うための指針の策定等に向けた検討や、検討の成果を共有・活用する。
- 本人の意思・身上に配慮した後見事務を適切に行うことのできる後見人等を家庭裁判所が選任できるようにするための仕組みを検討する。
- 本人の権利擁護を十分に図る観点から、後見人等の交代を柔軟に行うことを可能とする環境を整備する。
- 後見・保佐・補助の判別が適切になされるよう、医師が本人の置かれた家庭的・社会的状況も考慮しつつ適切な医学的判断を行える、診断書等の在り方を検討する。

(2)
権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり
＜別紙3参照＞

- 以下の3つの役割を果たす地域連携ネットワークの整備を進める。
 - ・権利擁護支援の必要な人の発見・支援
 - ・早期の段階からの相談・対応体制の整備
 - ・意思決定支援・身上保護を重視した後見活動を支援する体制の構築
 - 地域連携ネットワークの基本的仕組み
 - ・「チーム」対応(福祉等の関係者と後見人等がチームとなって本人を見守る体制の整備)
 - ・「協議会」等(福祉・法律の専門職団体が協力して個別のチームを支援する仕組みの整備)
 - ➡地域連携ネットワークの整備・運営の中核となる機関が必要。
 - ◎地域連携ネットワーク及び中核機関が担うべき具体的機能等
 - ・広報機能(権利擁護の必要な人の発見、周知・啓発等)
 - ・相談機能(相談対応、後見ニーズの精査、見守り体制の調整等)
 - ・利用促進(マッチング)機能
 - ・後見人支援機能(チームによる支援、本人の意思を尊重した柔軟な対応等)
 - ・不正防止効果
 - ◎中核機関の設置・運営形態
 - ・設置の区域: 市町村の単位を基本とする。(複数の市町村での設置も検討)
 - ・設置の主体: 市町村の設置が望ましい。(委託等を含め地域の実情に応じた柔軟な設置)
 - ・運営の主体: 市町村による直営又は委託など(業務の中立性・公正性の確保に留意)
- ※専門職団体は、地域連携ネットワーク及び中核機関の設置・運営に積極的に協力

2

総合的かつ計画的に講ずべき施策

(3)
不正防止の徹底と利用しやすさとの調和
— 安心して利用できる環境整備 —
＜別紙4参照＞

- 現行の後見制度支援信託に並立・代替する新たな方策(預貯金の適切な管理、私戻方法等)を検討する。
- 今後の専門職団体の対応強化等の検討状況を踏まえ、より効率的な不正防止のための方策を検討する。
- 移行型任意後見契約における不適切事例については、地域連携ネットワークでの発見・支援とともに、実務的な対応を検討する。

(4)
制度の利用促進に向けて取り組むべきその他の事項

- 任意後見契約のメリット等の周知、相談対応を進める。
- 成年後見制度利用に係る費用助成について、各市町村において、国の補助制度の活用や、国が明らかにしている助成対象の取扱いを踏まえた対応を検討する。(例えば保佐・補助や本人申立て等の取扱い)
- 市町村は国の計画を勧奨して市町村計画の策定に努める。

(5)
国、地方公共団体、関係団体等の役割

- 市町村の役割: 中核機関の設置、地域連携ネットワークの段階的整備等
- 都道府県の役割: 広域的見地からの市町村の支援等
- 国の役割: 財源を確保しつつ国の予算事業の積極的な活用を促す、先進的な取組例の紹介など
※関係団体(福祉関係者団体・法律関係者団体)の積極的な協力が重要

(6)
成年被後見人等の医療・介護等に係る意思決定が困難な者への支援等の検討

- 医療や福祉関係者等の合意を得ながら、医療・介護等の現場において関係者が対応を行う際に参考となるような考え方を、指針の作成等を通じて社会に提示し、成年被後見人等の具体的な役割等が明らかになっていくよう、できる限り速やかに検討する。

(7)
成年被後見人等の権利制限に係る措置の見直し

- 成年被後見人等の権利に制限が設けられている制度(いわゆる欠格条項)について検討を加え、速やかに必要な見直しを行う。

(8)
死後事務の範囲等

- 平成28年10月に施行された改正法の施行状況を踏まえつつ、事務が適切に行われるよう必要に応じて検討を行う。

3

成年後見制度利用促進基本計画の工程表

＜別紙1＞

		29年度	30年度	31年度※	32年度	33年度
I	制度の周知	パンフレット、ポスターなどによる制度周知				
II	市町村計画の策定	国の計画の周知、市町村計画の策定働きかけ、策定状況のフォローアップ				
III	利用者がメリットを実感できる制度の運用 ・適切な後見人等の選任のための検討の促進 ・診断書の在り方等の検討 ・高齢者と障害者の特性に応じた意思決定支援の在り方についての指針の策定等の検討、成果の共有等	適切な後見人等の選任のための検討の促進	新たな運用等の開始、運用状況のフォローアップ			
		診断書の在り方等の検討				
		意思決定支援の在り方についての指針の策定等の検討、成果の共有等				
IV	地域連携ネットワークづくり ・市町村による中核機関の設置 ・地域連携ネットワークの整備に向けた取組の推進	中核機関の設置・運営、地域連携ネットワークの整備				
		相談体制・地域連携ネットワーク構築支援 (各地域の取組例の収集・紹介、試行的な取組への支援等)		相談体制の強化、地域連携ネットワークの更なる構築		
V	不正防止の徹底と利用しやすさの調和 ・金融機関における預貯金等管理に係る自主的な取組のための検討の促進等 ・取組の検討状況を踏まえたより効率的な不正防止の在り方の検討	金融機関における自主的な取組のための検討の促進	取組の検討状況・地域連携ネットワークにおける不正防止効果を踏まえたより効率的な不正防止の在り方の検討			
		専門職団体等による自主的な取組の促進				
VI	成年被後見人等の医療・介護等に係る意思決定が困難な人への支援等の検討	医療・介護等の現場において関係者が対応を行う際に参考となる考え方の整理			参考となる考え方の周知、活用状況を踏まえた改善	
VII	成年被後見人等の権利制限の措置の見直し	成年被後見人等の権利制限の措置について法制上の措置等 自 途：平成31年5月まで				

施策の進捗状況については、随時、国において把握・評価し、必要な対応を検討する。
 ※基本計画の中間年度である平成31年度においては、各施策の進捗状況を踏まえ、個別の課題の整理・検討を行う。

利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善

＜別紙2＞

利用促進委員会での御指摘

- 医師や裁判所には、本人の生活状況をきちんと理解した上で本人の能力について判断してほしい。
- 認知症や知的障害の特性を理解し、本人の意思を十分に汲み取ることのできる支援者が必要である。

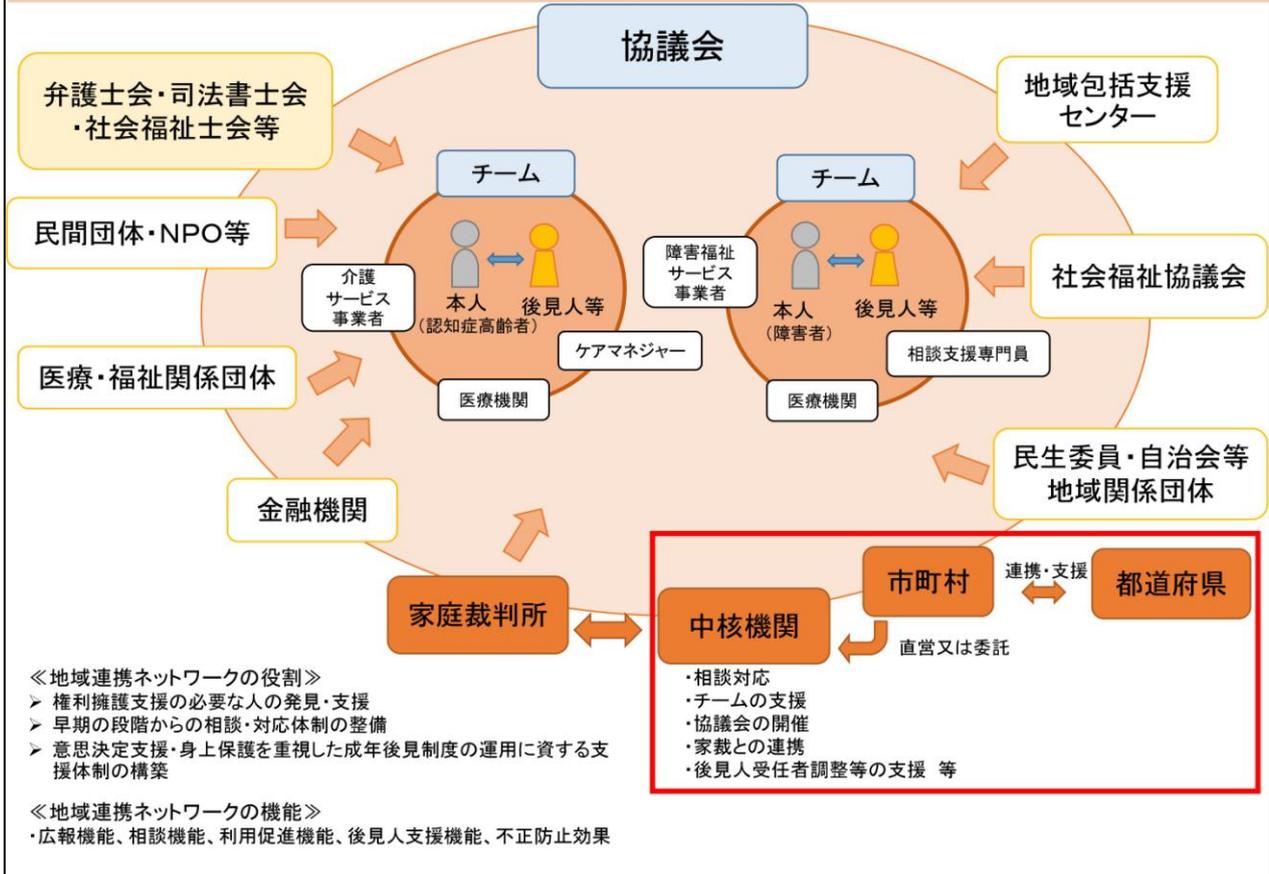


今後の検討課題

- 本人の生活状況等に関する情報が、医師・裁判所に伝わるよう関係機関による支援の在り方の検討
- 本人の生活状況等を踏まえた診断内容について分かりやすく記載できる診断書の在り方の検討

地域連携ネットワークのイメージ

<別紙3>



不正防止の徹底と利用しやすさとの調和

<別紙4>

委員会の意見の概要等

- 後見制度支援信託に並立・代替する預貯金等の管理の在り方については、金融機関における自主的な取組に期待。(全国銀行協会、全国地方銀行協会、第二地方銀行協会、全国信用金庫協会、全国信用組合中央協会、ゆうちょ銀行、農林中央金庫に要請。)
- 今後、最高裁判所・法務省等とも連携しつつ、積極的な検討を進めることが期待される。

預貯金等の管理の在り方のイメージ(案)

・成年被後見人名義の預貯金について

1 口座の分別管理

- ①小口預金口座(日常的に使用する生活費等の管理)
- ②大口預金口座(通常使用しない多額の預貯金等の管理)

2 払戻し

- ①小口預金口座
 - ・後見人のみの判断で払戻しが可能
- ②大口預金口座
 - ・後見人に加え、後見監督人等の同意(関与)が必要

3 自動送金等

- 生活費等の継続的な確保のための定期的な自動送金
- ②大口預金口座 → ①小口預金口座